



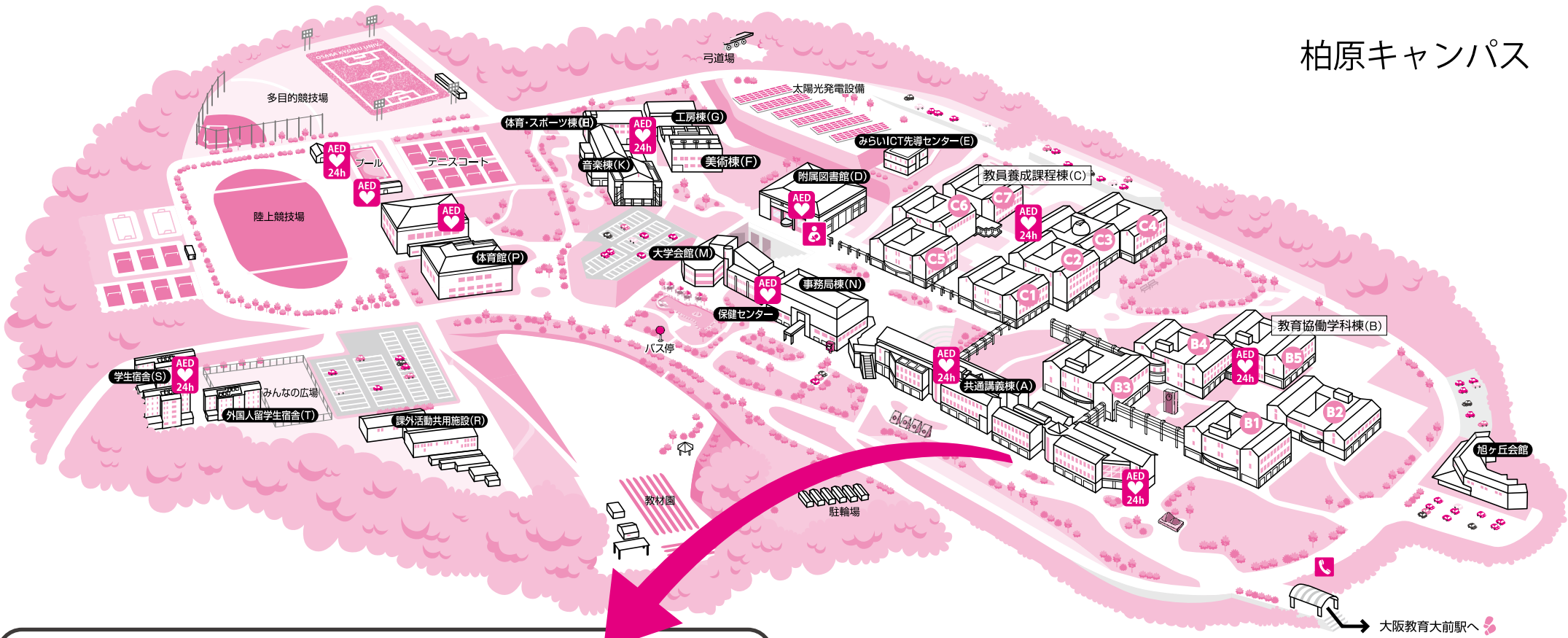
学生生活案内

College Life



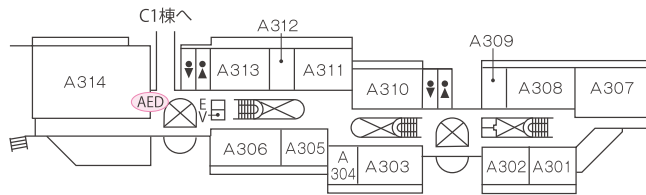
OSAKA KYOIKU
UNIVERSITY

柏原キャンパス



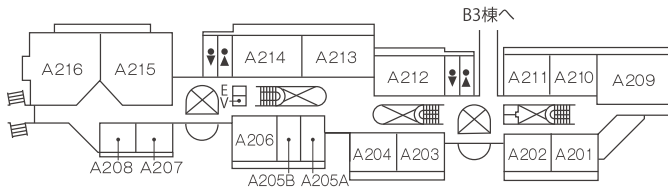
A棟3階

A312 ICT教育支援ルーム



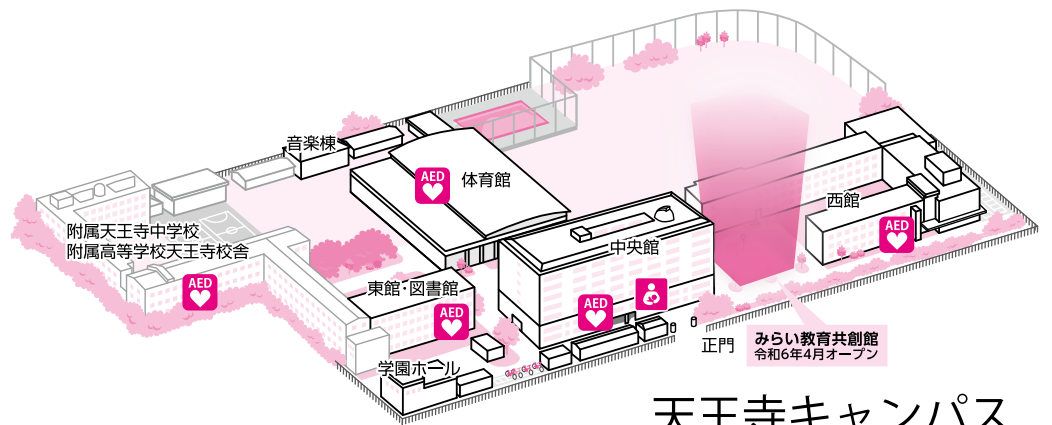
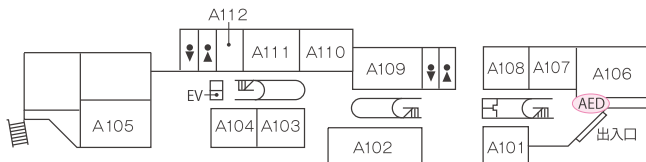
A棟2階

A206 国際室学生対応窓口
外国語学習支援ルーム



A棟1階

A101・102 ロッカールーム
A105 実習室
A110・111 実験室



天王寺キャンパス

学生生活案内目次

	Page
はじめに	1
お知らせ	2
注意喚起	5
学内規則の遵守	
学生相談	7
01. 学生生活に関する窓口	9
02. 諸手続	11
03. 証明書の発行	
04. 学生証	13
05. 授業料	14
06. 授業料免除等	
07. 奨学金	15
08. 課外活動・その他施設	17
09. 附属図書館	19
10. 就職支援	20
11. 教育研究施設	21
12. 学生宿舎・下宿	22
13. 学生教育研究災害傷害保険(学研災)・ 学生教育研究賠償責任保険 (学研賠)	23
14. アルバイト	
15. 海外留学・国際交流	25
16. ボランティア活動	26
17. 大阪教育大学校友会	
18. 大阪教育大学教育振興会	27
19. 国民年金学生納付特例制度	28
20. 懲戒の標準	
国立大学法人大阪教育大学の 基本理念と基本目標	29
沿革	30
大阪教育大学学生規則	31
大阪教育大学学生懲戒規程	34
防災カード	巻末
インフォメーション	
緊急時の大学連絡先等	
学外の相談窓口	
学生生活に関すること	

はじめに

大学から学生への連絡等について

- 大学が学生に対して行う通知及び連絡は、Live Campus (LCU)・大教 Gmail (Google Workspace)・Moodle 及び ANPIC (災害情報) を使用します。
- 授業に関する連絡は、Live Campus (LCU) により行います。
- 構内放送による学生呼び出しは行いません。
- 郵便物や荷物は大学で受け取ることはできません。学生個人宛の郵便物等を、大学の住所に送らないでください。

掲示板の場所について

- 柏原キャンパス：
・M 棟(大学会館)：
〈2F〉奨学金・授業料免除・就職・学研災保険・教育振興会等
〈1F〉課外活動・ボランティア・同窓会等
・N 棟(事務局棟)：〈3F教育実践支援ルーム前〉教育実習・
介護等体験・学校インターンシップ・学校サポート活動
- 天王寺キャンパス：中央館1F

車両による構内への入構

- 柏原キャンパス
車・バイク等で入構するには「許可」が必要です。許可された場合は「車両入構許可証」が交付されます。
学生支援課学生企画係で手続きをしてください。
- 天王寺キャンパス
車・バイクでの入構は原則禁止です。
自転車が入構する場合は正門守衛室で「車両入構許可証」交付手続きをしてください。

正しい交通ルール・マナーを守り安全運転を心がけましょう。

大阪教育大学安否確認システム (ANPIC) について

大阪教育大学安否確認システム (ANPIC) は、大地震を始めとする大規模災害が発生した際に、本学の学生、教職員へ迅速に災害情報を発信し、受信者の安否状況の報告により安否確認を行うものです。大阪府及び隣接する府県で震度5強以上の地震発生を気象庁が発表した際、安否確認のお知らせが LINE 等(事前に登録が必要)に自動で配信されますので、安否報告を必ず行ってください。QR コードを読み取れない場合は、以下の URL を入力してください。

<https://anpic-v6.jecc.jp/osaka-kyoiku/login/>



本人または父母等の、氏名・本籍・住所・電話番号を

変更した時の届出について

学生支援課奨学厚生係(天王寺キャンパス所属の学生は天王寺地区総務課)に届け出てください。手続には学生証が必要です。氏名の変更及び本籍の変更には、変更の事実を確認できる書類を持参ください。(※生協に届けただけでは大学の登録は変更されません。変更の際は「大学」と「生協」両方に届けてください。)

お知らせ

AED(自動体外式除細動器)の設置場所について(※キャンパスMAP参照)

AED(自動体外式除細動器)とは、心臓が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性の不整脈の状態を、電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す機器です。

柏原キャンパスに12ヶ所、天王寺キャンパスに4ヶ所設置されています。



- 柏原キャンパス**:保健センター・附属図書館入口付近・体育館入口・プール入口・陸上競技場体育倉庫・
A棟エスカレーター側入口・A棟(A-314横)・B4棟(レモンルーム前)・C3棟(メロンルーム前)・
H棟1F・学生宿舎(女子寮)前・北西門衛所
 - 天王寺キャンパス**:中央館1Fエレベーター前・西館1Fエレベーター前・東館1F中央館側入口・体育館1F
- ※下線付きは常時取り出し可能(24h)

ケガや体調が悪い時

ケガや体調が悪い時、保健センターで救急処置や健康相談等が受けられます。ただし、ケガの程度や病状により医療機関への受診を勧める場合があります。

「敷地内全面禁煙」について

本学は敷地内全面禁煙です。禁煙を希望する学生に対しては、保健センターで禁煙サポートを行っています。お気軽にご相談ください。

問合せ先:保健センター〈柏原〉072-978-3811 〈天王寺分室〉06-6775-6652
E-mail(保健センター共通):chcc@cc.osaka-kyoiku.ac.jp



柏原キャンパス進入路における積雪・凍結に伴う車両等の入構について

柏原キャンパス北西進入路及び北東進入路(以下「進入路」という。)において積雪及び凍結した場合又は予測される場合、車両等の事故防止の観点から以下の措置を講ずるものとする。

- 1 前日に、積雪及び凍結が予測される場合には、車両等(自動車、二輪車、自転車)の入構を控えるように、大学ウェブページ等で周知する。
- 2 深夜又は早朝から積雪及び凍結した場合又は予測される場合には、午前6時に大学ウェブページに通行情報を掲載する。それ以降の場合には、随時掲載する。
- 3 積雪及び凍結により車両等の通行が困難と認められる場合には、事故防止及び除雪作業のため、学長の判断により、進入路を通行止めにする可能性がある。
- 4 積雪時には、必要に応じて進入路及び歩道等に融雪剤散布や除雪作業を行うとともに、要員を配置する。

その他禁止事項について

- 構内での火気の使用
- 構内でのバーベキュー・花火等
- 柏原キャンパス敷地外周辺の山への入山
- 構内での個人の電子機器の充電
- 構内での飲酒



気象警報等の発令時又は交通機関の運行停止時における授業、定期試験等の取扱要項

(趣旨)

1 この要項は、学生の安全確保等のため、気象警報等の発令時又は交通機関の運行停止時における授業、定期試験等(以下「授業」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(柏原キャンパスに係る取扱い)

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、柏原キャンパスで開講する授業を休講とする。

(1)「大阪府」予報区の「大阪市」区域又は「東部大阪」区域に暴風警報(暴風雪警報を含む。)若しくは大雪警報又は特別警報(波浪特別警報及び高潮特別警報を除く。以下同じ。)が発令されている場合

(2)次のア又はイに掲げるとおり、交通機関が運行停止となった場合(事前予告による運休を含む。)

ア 近鉄大阪線(鶴橋駅~大和八木駅間)の全区間において運行停止となった場合

イ JR環状線及び大阪メトロの全路線において運行停止となった場合

(天王寺キャンパスに係る取扱い)

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、天王寺キャンパスで開講する授業を休講とする。

(1)「大阪府」予報区の「大阪市」区域に暴風警報(暴風雪警報を含む。)若しくは大雪警報又は特別警報が発令されている場合

(2)JR環状線及び大阪メトロの全路線において運行停止となった場合(事前予告による運休を含む。)

(休講の判断時刻及び授業の取扱い)

4 第2項及び第3項に規定する対象事由(以下「対象事由」という。)が解除されない場合の休講の判断時刻及びそれに伴う授業の取扱いは、次表によるものとする。

キャンパス	休講の判断時刻	授業の取扱い
柏原キャンパス	午前6時以前に解除されない場合	午前の授業を全て休講
	午前10時以前に解除されない場合	午後の授業を全て休講
天王寺キャンパス	午前6時以前に解除されない場合	午前の授業を全て休講
	午前10時以前に解除されない場合	午後の授業のうち、午後6時までに終了する授業に限り、全て休講
	午後3時以前に解除されない場合	午後の授業のうち、午後6時以降に開始する授業に限り、全て休講

(授業開始直前に対象事由が生じた場合)

5 授業開始直前に対象事由が生じた場合は、必要に応じて休講とする。

(授業開始後に対象事由が生じた場合)

6 授業開始後に対象事由が生じた場合は、当該時限の終了までは授業を実施し、それ以降の授業は必要に応じて休講とする。ただし、特別警報が発令された場合は、直ちに授業を休講とする。

(対象事由の発生及び解除の確認)

7 対象事由の発生及び解除の確認は、次の各号のいずれかによるものとし、大学公式ウェブページ又は大学ソーシャルメディア公式アカウント(X)にも、適宜情報を掲載する。

(1)第2項第1号及び第3項第1号については気象庁ウェブページ、第2項第2号及び第3項第2号については各交通機関ウェブページ

(2)テレビ、ラジオ等の報道

(地震が発生した場合)

8 大阪府下のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、直ちに授業を休講とする。なお、震度5強未満の地震が発生した場合であっても、各キャンパス内の建物に著しい被害、崩壊又は崩壊の恐れがある場合は、直ちに授業を休講とする。これらの休講措置は、キャンパス内の安全が確認されるまで継続することとし、安全が確認された日(「復旧日」という。)の翌日から授業を再開する。

(大規模地震に関する注意情報が発表された場合)

9 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」等の大規模地震に関する情報が気象庁から発表された場合は、必要に応じて休講とする。

(避難指示が発令された場合)

10 各キャンパスが所在する自治体から避難指示が発令された場合は、直ちに授業を休講とする。

(その他通学が著しく困難な場合)

11 対象事由以外の警報等又は気象現象若しくは地震による交通機関の運行停止等で、通学が著しく困難な場合は、大阪教育大学試験及び成績の取扱いに関する要項第2項第5号の規定に基づき、出席とみなして取り扱うものとする。

(その他休講とする場合)

12 その他, 学生の安全を確保する等の理由により, 授業を休講とする場合がある。

(補講)

13 休講として取り扱う授業については, 原則として, 後日補講を行うものとする。

(学外活動中の取扱い)

14 この要項の規定にかかわらず, 教育実習等で学外において活動中の場合の実習の中止については, 当該実習校等の指示に従うものとする。ただし, 実習校等への通学が著しく困難な場合は, 第11項を準用する。

●詳しくは, 大阪教育大学公式ウェブページの(教育・研究 > 授業・履修 > 気象警報等における休講措置)を参照すること

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/class/lecture-cancellation.html>



●時間割

時限	柏原キャンパス(学部・大学院・教職大学院) 天王寺キャンパス(学部・夜間大学院・教職大学院)	
	授業時間	備考
1	8:50~10:20 休憩(15分)	
2	10:35~12:05 休憩(50分)	
3	12:55~14:25 休憩(15分)	
4	14:40~16:10 休憩(15分)	
5	16:25~17:55 休憩(5分)	
6	18:00~19:30 休憩(10分)	柏原キャンパスはタームの補講時のみ
7	19:40~21:10	天王寺キャンパスのみ

memo

注意喚起

学生の皆さんは自覚ある行動を心がけてください。

●SNS (X (旧 Twitter), Facebook, Instagram 等)の利用に際して

SNS は会員等に限らず、不特定多数の方が閲覧できますので、プライバシーに関する情報等が、簡単に流出する恐れがあります。利用に際しては、十分に注意してください。

また、不良行為等の誤解を受けるような書き込みは謹んでください。

●サークルのふりをした危険な宗教団体

スポーツやボランティアのサークルを装って近づき、人間関係が出来あがった後に宗教の勧誘がなされることがあります。誘われてもきっぱり断る勇気を持ちましょう。大学が許可した活動(募金・チラシ配布等)をする者は許可ストラップを身に付けていますので、確認するようにしましょう。

●消費者被害

悪質な業者による訪問販売や通信販売、マルチ商法による消費者被害が多発しています。皆さんの周りには甘い誘惑や落とし穴がたくさんありますので、注意してください。

●薬物乱用

一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなります。学生として、責任ある行動をとるように心がけてください。誘われてもきっぱり断る勇気を持ちましょう。

●飲酒

▼友人や後輩、飲めない者には飲酒を強要しない ▼20歳未満の者にはお酒を飲ませない

▼イッキ飲み、回し飲み、飲み比べなどしない ▼酒気を帯びて自動車・バイク・自転車等の運転はしない

●一人暮らしの方へ

学生アパートへの侵入事件が発生しています。

▼玄関やベランダ側の窓等の施錠を徹底する ▼夜間ベランダに洗濯物を干したままにしない

▼自宅に入る時やエレベーターに乗る際、後ろを振り返り不審者がいないかを確認する

●プライベートで海外渡航する場合

「海外渡航届」を指導教員に届け出て、学生支援課学生支援係に提出してください。渡航前には外務省海外渡航登録「たびレジ」に登録し、渡航先の危険情報は外務省海外安全ホームページを参考にしましょう。

困ったことや少しでも不安や疑問を感じたら、また、あなたの身近に悩んでいる人がいれば、学生支援課に相談に来てください。

学内規則の遵守

大阪教育大学学則 (抜粋)

(大学の目的)

第1条 大阪教育大学(以下「本学」という。)は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。

(大学院の目的)

第33条 大阪教育大学大学院(以下「大学院」という。)は、教育委員会や学校現場との密接な連携の下での教員養成や現職教員教育を通じて、教員志望学生や現職教員学生に学校現場での課題に即応できる実践的知識・技能を拡充させるための視点と方法を獲得させ、もって学校における高度な専門的能力及び優れた資質を有する専門職としての教員を養成するとともに教育・学習支援の実践力と課題分析力を備え、自らが有する専門性と異分野の知見を組み合わせることで学校・家庭・地域の教育に最適化できる先導的手法を深く探求し、教育現場の課題解決・価値創造の一翼を担う高度な人材を養成することを目的とする。

(専攻科の目的)

第62条 大阪教育大学特別支援教育特別専攻科(以下「専攻科」という。)は、大学教育の基礎の上に精深な程度において学芸に関する事項を研究教授し、指導的教育者を養成することを目的とする。

(表彰)

第75条 学生で学術、課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範とする者があるときは、学長が表彰する。

2 表彰に関し、必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第76条 懲戒は、次の各号の一に該当する者に加える。

- (1) 本学の規則に違反した者
- (2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 正当の理由がなくて出席常でない者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

大阪教育大学学生表彰規程(抜粋)

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、学長表彰及び学長特別表彰(以下、第3条を除き、「表彰」という。)とする。

(表彰の基準)

第3条 学長表彰の対象者は、本学を卒業又は修了予定者で、在学期間中における学術・課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範となる学生とする。

2 学長特別表彰の対象者は、表彰しようとする当該年度内に次の各号の一に該当する業績、成果、貢献及び行為等が認められる学生又は学生団体(以下「学生等」という。)とする。

- (1) 学術における特に顕著な業績
- (2) 課外活動における特に顕著な成果
- (3) ボランティア活動、人命救助、災害救助等の社会活動における貢献
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等

大阪教育大学学生懲戒規程(抜粋) ※別表(備考)

1 「懲戒の種類」は、次のとおりとする。

- (1) 退学 退学させ、再入学は認めない。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校は認めない。
- (3) 訓告 文書又は口頭により注意を与え、将来を戒める。

大阪教育大学指導教員制に関する規程(抜粋)

第1条 大阪教育大学教育学部に、学生の支援を行うため、指導教員を置く。

第2条 指導教員は、学生の個別指導を担当し、次の各号に掲げる学生支援を行う。

- (1) 履修に関する指導・助言(履修カルテによる指導・助言を含む。)
- (2) 学生の身分上の問題に関する対応
- (3) 学生生活に関する指導・助言
- (4) その他学生の支援に関する事項

大阪教育大学人権侵害防止等に関するガイドライン～啓発・防止・救済～(抜粋)

II 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

ここでいう人権には、安全に生活できる権利はもちろん、教育を受ける権利、表現・学問・研究の自由なども含まれます。部落問題、民族問題、在日外国人問題、女性問題及び障がい者問題に起因する差別的扱いやヘイトスピーチなどはいずれもなく、外国人留学生に対する差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等のハラスメント行為、セクシュアリティ(性的指向及び性自認等)や妊娠・出産(中略)等を理由とする不利益取扱いや嫌がらせ、性暴力・ストーカー、いじめ・体罰・しごき並びにコンピュータ・ネットワーク上での嫌がらせや差別落書きなどはいずれも人権侵害です。性別、性的指向及び性自認、年齢、身分、出身地、国籍、民族の違い、障がいの有無などによって、本学での生活にいかなる不利益も生じないことが保障されなければなりません。

IV ガイドラインの対象

(1) このガイドラインは、本学の構成員及び学外関係者を対象とします。

- ① 「構成員」とは、職員(中略)及び学生等(学生(大学院生・専攻科生・学部生・外国人留学生・研究生・科目等履修生、公開講座の受講生など本学で教育を受けるすべての者をいう。))・生徒・児童・幼児をいう。)をいいます。

上記の規程を始め、学生が遵守すべき諸規則は大学のウェブページに掲載しています。

大阪教育大学トップページ > 大学紹介 > 大学運営 > 規程集

学生相談

本学では学生の修学・学生生活や進路などの相談に適切に対応するため、学生総合支援ネットワークを設置しており、本欄に示す施設以外の組織とも連携し学生を支援しています。

学生総合支援ネットワーク

キャリア支援センター

<教員就職相談・教職相談>

- 教職に対する不安や悩みがある
- 教員採用試験の対策は?…etc.

<企業・公務員就職相談>

- 企業就職や公務員就職に対する不安や悩みがある
- エントリーシート・履歴書の書き方がわからない・面接が心配…etc.

※要予約

- ▼柏原キャンパス:M棟(大学会館)2F
学生支援課就職係(072-978-3307)
- ▼天王寺キャンパス:学務係(就職相談窓口)
(06-6775-6678)

学生なんでも相談窓口

- だれに相談したらいいのかわからない
- 他の人と話をしてみたい
- 話を聞いてほしい…etc.

- ▼柏原キャンパス:
N棟(事務局棟)3F学生支援課
相談専用電話番号(072-978-3343)
Email nandemo@cc.osaka-kyoiku.ac.jp
- ▼天王寺キャンパス:
学務係(06-6775-6678)

カウンセリングルーム

- 気が散って勉強が思うようにできない
- 下宿や大学での生活に馴染めない
- 自分の性格や能力について悩みがある
- 友人とのことで悩んでいる…etc.

- ▼柏原キャンパス:
N棟(事務局棟)1Fカウンセリングルーム
(学生支援係 072-978-3312)
- (月~木)(祝日除く):9:00~17:00

- ▼天王寺キャンパス:
中央館4F(413)カウンセリングルーム
(06-6775-6154)
- (月・火・木・金)(祝日除く)
- (月):16:30~21:30
- (火):12:00~17:00
- (木):15:00~20:00
- (金):16:00~21:00
- ※要予約 ウェブ予約可



予約はこちら▲

修学支援センター

障がい学生修学支援ルーム

障がいのある学生の要請を受けて、修学の支援を行います。

【支援内容】

- 修学相談 ●支援計画の作成 ●授業担当および指導教員との連絡・連携、配慮事項の伝達 ●定期試験等での配慮 etc.

【対象者】

- 視覚障がい ●聴覚障がい ●肢体不自由
- 精神障がい ●発達障がい ●病弱
- ※サポート学生(有償)も随時募集しています。

- ▼柏原キャンパス:C6棟2F (072-978-3479)
(月~金):8:30~17:15
- ▼天王寺キャンパス:中央館2F (06-6775-6657)
(月~金):13:00~21:30

保健センター

<健康に関する相談>

身体の不調や気になる症状などについて、医師や看護師が相談に応じています。

<メンタルヘルス相談>

経験を積んだ精神科医が相談に応じます。保健センター受付で相談日時を予約してください。

※医師による健康相談・メンタルヘルス相談は、柏原キャンパスでの実施となります。

- ▼柏原キャンパス:
N棟(事務局棟)1F(072-978-3811)8:30 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く)
- ▼天王寺キャンパス:
中央館2F(203)(06-6775-6652)10:00 ~ 21:30 (土・日・祝日を除く)
但し、休講期間中は10:00 ~ 18:30



(注) 通常、各施設での相談内容は守秘義務が課されていますが、必要に応じ一部の個人情報共有場合があります。

オフィスアワー

教員が、各研究室等で時間を設定し、学生からの授業や大学生生活などに関する質問や相談に応じています。シラバスで確認してください。

留学に関すること

大学が取扱う留学について質問や相談に応じています。

- 留学制度(交換留学・認定留学)
- 語学研修・文化研修
- 国際交流
- 海外留学向け奨学金 ・etc

▼グローバルセンター

Mail : isc@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

ウェブページ : <https://ger.osaka-kyoiku.ac.jp/>

外国語学習支援ルーム

Global Learning Community (GLC)

語学学習に関するイベントや図書貸出を行い、アドバイザーが相談に応じています。

- 英会話・外国語チャット
- 外国語学習教材・多読本の閲覧・貸出
- 英語学習相談・留学相談・個別セッション
- TOEIC®・IELTS™・英検対策
- 英語資格テスト実施
- 国際交流イベント ● ワークショップ・セミナー

★GLC 公式 X アカウント:OKU_glc

★GLC ウェブページ:<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/study/glc/>

▼柏原キャンパス:

A 棟 206 Global Learning Community
(月～金):10:00～16:30

▼天王寺キャンパス:

中央館2F(201)ランゲージチャットルーム
(金):13:00～21:30

教育実践支援ルーム

教育実習、学校インターンシップ、教育コラボレーション演習・学校サポート活動に関する資料を提供し、アドバイザーが質問や相談に応じます。

▼柏原キャンパス:N 棟(事務局棟)3F
(072-978-3416・4034・4035)
8:30 ~ 17:00(土・日・祝日を除く)

指導教員制

- 学生の個別指導を担当し、教科の履修、健康、就職等の学生生活に関する一切の問題について教員が相談相手となる制度
- 入学と同時に専攻・コース等の指導教員を配置

顧問教員制

学生団体の指導助言を担当し、学生の課外活動における諸問題について教員が相談相手となる制度

学生生活に関すること

- 課外活動 ● アルバイト ● 奨学金
 - 授業料免除 ● 学生宿舎 ● 就職 ・etc
- ～相談先は～

▼指導教員 ▼顧問教員

▼柏原キャンパス:N棟(事務局棟)3F学生支援課
:M 棟(学生会館)1F 共通事務室

▼天王寺キャンパス:天王寺地区総務課

履修・学籍異動に関すること

- 履修方法(単位の取得方法)
- 学習相談
- 免許・資格取得方法
- 休学・退学・転籍等

▼指導教員

▼柏原キャンパス:N棟(事務局棟)3F教務課

▼天王寺キャンパス:天王寺地区総務課

人権侵害に関する相談

- セクハラ、アカハラを受けたけど誰にも言えない
- 友達がいじめにあっている
- 人権侵害を受けた ・etc

▼学内相談窓口(人権相談員)ウェブページ:

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/services/jinken3.html>

防犯キャンパスネットワーク(BCN)

女子学生等の性犯罪被害防止に取り組むため、本学では大阪府警察と連携しています。相談は、女性相談員が受けれます。

▼柏原キャンパス:N 棟(事務局棟)3F 学生支援課

※ 教務課・学生支援課等の連絡先については、『01. 学生生活に関する窓口』をご覧ください。

01. 学生生活に関する窓口

主な業務及び取扱時間は、次のとおりです。

学生支援課(N棟(事務局棟)3F) <天王寺キャンパスにおいては、天王寺地区総務課が担当:連絡先等は10ページ参照>

主な業務	係等名	取扱時間
学生証の交付・住所変更等・通学証明書・学生生徒旅客運賃割引証(学割証)・学生団体割引・厚生施設・アルバイト・盗難・紛失・落し物・忘れ物等に関する事	①奨学厚生係 072-978-3305	8:30~17:15 ただし、土・日・祝日を除く。
日本学生支援機構奨学金・民間育英団体等の奨学金・授業料免除等・教育実習に係る通学証明に関する事		
学生宿舎・学研災保険・国民年金学生納付特例・海外渡航届に関する事	②学生支援係 072-978-3312 <教育振興会> 072-978-3578	
教育振興会に関する事		
広報・車両入構許可・事故等・学生相談・学生表彰・学生プロデュースに関する事	③学生企画係 072-978-3308	9:00~17:00 ただし、土・日・祝日を除く。
就職ガイダンス等の実施・就職指導や相談・就職情報の提供に関する事	④就職係【M棟(大学会館)2F】 072-978-3307・3306・3318	
学生団体・学生の諸集会・課外活動・課外活動施設・物品貸出・遠見山の家に 関すること	【M棟(大学会館)1F】 ⑤課外活動係 072-978-3310 ボランティアデスク 072-978-3310	9:00~16:00 ただし、土・日・祝日を除く。
ボランティア(一般)に関する事		
同窓会(天遊会)・校友会事業に関する事	<同窓生連携室>072-978-3695	9:00~16:00 ただし、土・日・祝日を除く。
障がいのある学生の修学支援に関する事	⑥障がい学生修学支援ルーム 柏原キャンパス【C6棟2F】 072-978-3479	8:30~17:15 ただし、土・日・祝日を除く。
障がいのある学生の講義保障活動を行う支援協力学生に関する事	天王寺キャンパス【中央館2F】 06-6775-6657	13:00~21:30 土・日・祝日を除く

教務課(N棟(事務局棟)3F) <天王寺キャンパスにおいては、天王寺地区総務課が担当:連絡先等は10ページ参照>

主な業務	係等名	取扱時間
学部学生に関する事(入学・休学・退学、転籍、在学・成績等の証明書、履修登録、履修相談、授業に関する事等)、他大学単位互換に関する事、Live Campus(LCU)(システムに関する事)	⑦教務係 072-978-3545・3355	8:30~17:15 ただし、土・日・祝日を除く。
大学院生に関する事(入学・休学・退学、在学・成績等の証明書、履修登録、履修相談、授業に関する事等)、研究生・科目等履修生・内地留学生に関する事	⑧大学院室 <修士課程係>072-978-3297	
教職大学院生に関する事(入学・休学・退学、在学・成績等の証明書、履修登録、履修相談、授業、学校実習、就職に関する事等)、科目等履修生に関する事	<教職大学院係> 072-978-3963	
卒業生の各種証明書等に関する事	⑨教務企画係 072-978-3319	
学校図書館司書教諭講習に関する事		
教育実習に関する事	⑩免許・実習係 <教育実習>072-978-3629	
介護等体験、教育職員免許状の申請、資格等の取得に関する事	<介護・免許> 072-978-3329	
学校インターンシップ・教育コラボレーション演習・学校サポート活動等に関する事	⑪教育実践支援ルーム 072-978-3416・4034・4035	8:30~17:00 土・日・祝日を除く。

学術連携課国際室(A棟2F)

主な業務	係等名	取扱時間
外国人留学生に関する事(奨学金・留学生宿舎・証明書・ビザ手続き) 学生の海外留学に関する事(交換留学・海外短期研修の手続き)	国際室 072-978-3299・3300 (A-206)	10:00~16:30 ただし、土・日・祝日を除く。
外国語学習支援に関する事(英会話・外国語チャット、外国語学習教材閲覧・貸出、多読プログラム、英語学習相談、留学相談、各種外部英語試験対策、Eラーニング、国際交流イベント、ワークショップ・セミナー等)	外国語学習支援ルーム 072-978-3977(A-206)	10:00~16:30 ただし、土・日・祝日を除く。

●広報紙・ウェブ・ロゴ使用他 大学の広報に関すること

担当:総務課広報室広報係(N棟(事務局棟)4F)

072-978-3344

取扱時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

学内外でのイベント,学生・教員・地域
団体との取り組みなどを取材し広報紙や
ウェブなどで発信しています。



●大学院・専攻科等を含めた入試,学生募集に関すること

担当:入試課(C1棟1F)

072-978-3324

取扱時間:8:30~17:15

(12:00~13:00 及び土・日・祝日を除く)

●天王寺キャンパス所属の学部学生・大学院生に係る教務に
関すること,厚生補導に関する事及び授業料に関する事

担当:天王寺地区総務課(中央館1F)

学務係 06-6775-6678

学務係(就職相談窓口) 06-6775-6662

大学院係 06-6775-6634

総務係 06-6775-6611

取扱時間:10:15~21:30(土・日・祝日を除く)

●柏原市と連携した森林体験学習・SAS等のボランティアに
関すること

担当:[森林体験学習]学術連携課社会連携係

(N棟(事務局棟)2F) 072-978-3253

取扱時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

[SAS]教育実践支援ルーム(N棟(事務局棟)3F)

072-978-3416・4034

取扱時間:8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

●授業料の納付に関する事

担当:財務課出納係(N棟(事務局棟)2F)

072-978-3274

取扱時間:8:30~17:15

(12:00~13:00 及び土・日・祝日を除く)

●健康診断・健康相談・救急処置・メンタルヘルス相談等
を通し,病気の予防や早期発見に努め,学生生活を心
身ともに健康で過ごすことができるように支援します

担当:保健センター

▼柏原キャンパス(N棟(事務局棟)1F)072-978-3811

開所時間:8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

▼天王寺キャンパス分室(中央館2F)06-6775-6652

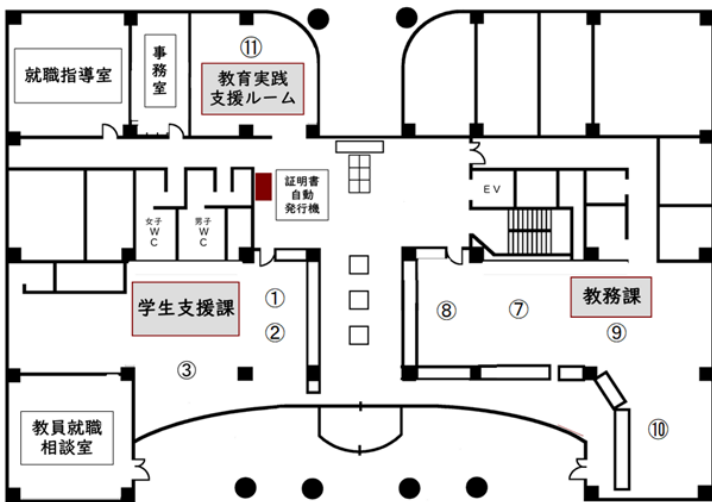
開所時間:10:00~21:30(土・日・祝日を除く)

但し,休講期間中は10:00~18:30

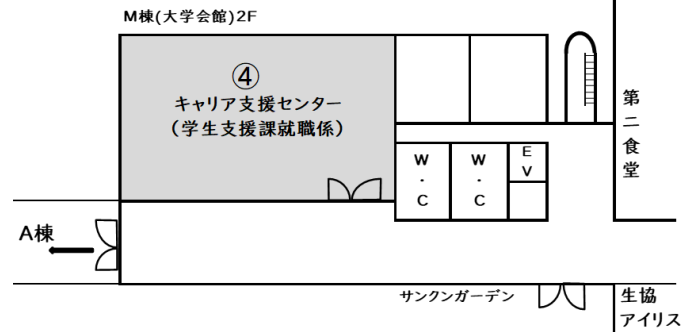
【柏原キャンパスフロア Map】

学生支援課・教務課・教育実践支援ルーム

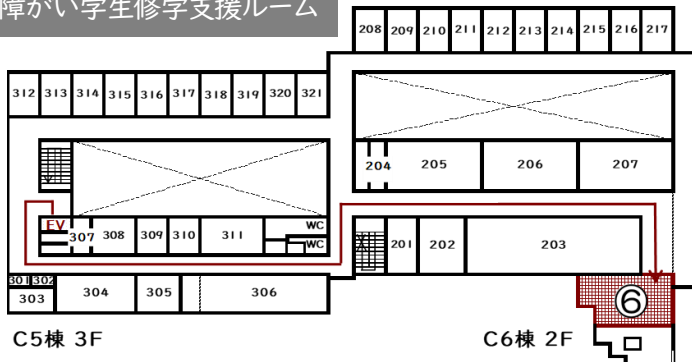
N棟(事務局棟)3F



キャリア支援センター
(学生支援課就職係)

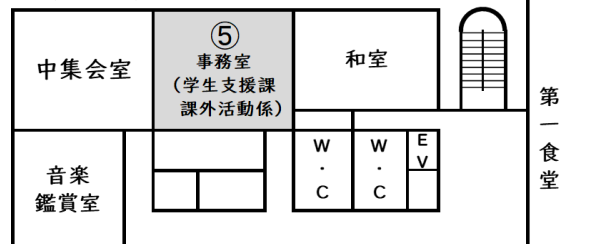


障がい学生修学支援ルーム



学生支援課課外活動係

M棟(学生会館)1F



02. 諸手続

天王寺キャンパス所属の学生については、天王寺地区総務課で手続を行ってください。

	種 類	注 意 事 項	担 当 窓 口
学生支援課	IC学生証再交付願	紛失・破損した場合、約2週間後に交付 (税抜2,000円)※改氏名の場合は無料	①奨学厚生係
	学生カード記載事項変更届(住所・区間・緊急連絡先) «「在学確認兼通学区間シール」再交付願»	住所・通学経路の変更 緊急連絡先の変更	
	学生カード記載事項変更届(氏名・本籍)	確認書類(戸籍謄本等)が必要(改氏名・本籍変更)	
	保証人変更届	保証人(父母等)の人物変更の場合	
	紛失・盗難届	警察への届出は本人が行うこと	
	学生教育研究災害傷害保険(学研災) ・学生教育研究賠償責任保険(学研賠)	学内外でのけがや事故等の保険取扱	②学生支援係
	国民年金保険料の学生納付特例制度	在学中の保険料の納付猶予申請	
	海外渡航届	海外渡航前に届け出	
	車両入構許可申請書		③学生企画係
	事故報告書	構内で発生した場合のみ	
	学生団体設立許可願	事前に申し出ること	⑤課外活動係
	学生団体更新届	5月末までの指定日	
	団体解散届	事前に申し出ること	
	団体役員変更届	変更後速やかに	
	顧問教員変更届	変更後速やかに	
	行事(集会)許可願	実施日の7日前まで	
	学外者の招へい許可願	実施日の5日前まで	
	販売・募金・世論調査等の許可願	実施日の7日前まで	
	学外団体加盟証明願	5日前まで	
学内掲示(配布)許可願	事前に申し出ること		
遠見山の家使用願	使用日の7日前まで		
教務課	履修関係	Live Campus(LCU)に掲示	⑦教務係・⑧大学院室
	休学願・復学願・退学願	2週間前(指導教員の所見が必要)	

03. 証明書の発行

天王寺キャンパス所属の学生については、天王寺地区総務課で手続を行ってください。

	種 類	自動発行機	発行時期・注意事項	担当窓口
学生支援課	学生証		入学時及び、紛失・破損・改氏名	①奨学厚生係
	通学証明書 次頁※1		学生証で通学定期券を購入できない場合 教育実習等で本学以外の学校に継続的に行く場合	
	学生生徒旅客運賃割引証(学割証) 次頁※2	○		
	学生団体割引 次頁※3			
教務課	在学証明書	○		⑦教務係 ⑧大学院室
	成績証明書	○	成績処理期間を除く	
	卒業・修了見込証明書	○	最高学年の前期履修登録確認後から1月末日まで	
	〃 (免許状を含む)	○	最高学年の前期履修登録確認後から1月末日まで	
	上記の英文証明書 (卒業・修了見込証明書(免許状を含む)は発行できません。)		窓口で手続をしてください。 発行に10日(土日祝除く)程かかります。	
保健センター	健康診断証明書	○	本年度の定期健康診断を受けた学生 (5月初旬～3月末日まで・卒業予定者は学位記授与式の前日まで発行)	保健センター
	健康診断書		医師の診察後に交付(1週間前までに予約)	

※1 通学証明書

- 学生の居住地から大学までの通学定期乗車券は、学生証で購入できます。ただし、裏面に毎年度更新された在学確認兼通学区間シールを貼付し、大学に届け出ている現住所・通学区間が記入されていなければ購入できません。
- 教育実習、卒業・修士論文及び卒業研究等のために修学キャンパス以外へ通学するときに、通常の通学経路が変更となる場合には、別途手続の上、通学定期乗車券を購入することができます。ただし、通学定期の申請をする場合は、利用する電鉄会社の通学定期の料金を確認して、そのうえで申請するかどうかを判断してください。区間や期間、電鉄会社によっては回数券を利用した方が割安になる場合があります。教育実習・学校インターンシップ・教育コラボレーション演習・基本学校実習(連合教職大学院1年次)・発展課題実習(連合教職大学院2年次)中の通学定期券については実施年度のオリエンテーション等で確認してください。
- 課外活動やアルバイトを理由とした通学証明書は、発行できません。

※2 学生生徒旅客運賃割引証(学割証)

修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として交付しているものです。

原則として、使用目的が次の場合の旅行に限られます。

- ①休暇・所用による帰省 ②実験実習などの正課の教育活動 ③学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 ④就職又は進学のための活動等 ⑤学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 ⑥傷病の治療その他就学上支障となる問題の処理 ⑦保護者の旅行への随行

●利用できる旅行区分 … 片道100km以上 ●割引 … JR2割引

●通用期間 … 発行日から3ヶ月間

※JR以外の鉄道・バス・船舶での取扱いは、各社により異なり、割引が適用されない場合もありますので、予め確認の上、手続を行ってください。

※3 学生団体割引

8人以上の学生が本学教員に引率され、全行程を同一の人員で旅行する場合に利用できます。「JR又は旅行会社の申込書」を添えて、購入しようとする3週間前までに学生団体旅客運賃割引証明願により申請してください。乗車券の割引は次のとおりです。

区分	鉄道	航路	自動車線(JRバス)
学生	5割引	5割引	2割引
教員	3割引	3割引	2割引

証明書の自動発行

①自動発行機は、柏原キャンパス・天王寺キャンパスにあります。

在学証明書・卒業(修了)見込証明書・成績証明書・健康診断証明書(本年度の定期健康診断を受診した人のみ)・学割証が発行されます。

自動発行できない証明書は、それぞれの担当窓口へ直接申し込んでください。ただし、即日発行はできません。健康診断証明書が自動発行できない場合は、各キャンパスの保健センターへ申し出てください。

②学生証とパスワードが必要です。

パスワードは入学時に交付される、みらい ICT 先導センター発行の「利用承認書」のパスワードです。安全のため、パスワードはなるべく早く変更してください。

万一、パスワードを忘れた場合は、新しいパスワードを発行しますので、みらい ICT 先導センターの窓口(天王寺キャンパスにおいては天王寺地区総務課)で手続を行ってください。

③発行時間帯

▼柏原キャンパス(祝日・年末年始・夏季一斉休業期間を除く)

(月～金) 8:30～17:15

▼天王寺キャンパス(祝日・年末年始・夏季一斉休業期間を除く)

(月～金) 10:15～21:30

(土) 13:00～20:00(ただし、授業のある土曜日以外は発行できません。)

04. 学生証

担当は学生支援課奨学厚生係(072-978-3305)です。
天王寺キャンパス所属の学生は、天王寺地区総務課で手続を行ってください。

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。卒業まで使用しますので、大切に取り扱い、請求があった時にはすぐに提示できるよう、常に携帯するようにしてください。また、ICカードになっていますので、折り曲げたり、衝撃を加えたりしますとICチップが割れたり、アンテナが破損します。取り扱いには注意し、他人への貸与、譲渡は絶対に行わないようにしてください。

学生証を紛失又は破損等により使用不能となった場合は、直ちに学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)に届け出て再交付の手続を行ってください。

また、卒業、退学等により本学の学生の身分を失った場合は、学生証を速やかに返却してください。



※学生証の氏名表記について

氏名は、漢字又はアルファベット及びカタカナで表記します。漢字は日本工業規格の第1水準及び第2水準の文字を使用します。これらに置換できない文字が含まれている場合は、氏名全体をカタカナで表記します。証明書自動発行機で発行する証明書についても同様となります。なお、留学生についてはアルファベット(パスポート表記)を使用します。

●在学確認兼通学区間シール

学生証の裏面に貼付しているこのシールは、本学に在籍していることを証明するものであり、通学定期乗車券発行控を兼ねたものです。

1年ごとに更新されますので、必ず学生証の裏面に貼付してください。更新されたシールの貼付、現住所・通学区間の記入がないものは学生証としての取り扱いができません。なお定期を購入しない者は、「定期不要」と印字されたシールを貼付します。

記載された通学区間を大学に無断で書き換えてはいけません。(学生支援課奨学厚生係または天王寺地区総務課で変更手続を行ってください。)

●記載事項の変更

改氏名・現住所の変更・通学区間の変更および通学定期券発行控欄の余白がなくなった場合は、学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)へ届け出てください。

●学生証の再交付

紛失等の場合は、学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)に届け出て、再交付の手続を行ってください。学生証の交付は約2週間後です。学生本人の過失を理由とする再交付には、再交付費用(税抜2,000円)が必要となります。

<学生証の提示が必要な時>

- ・図書館を利用する場合
- ・試験を受ける場合
- ・各種証明書、申請書等の手続をする場合
- ・通学定期券又は学生割引乗車券を購入する場合
- ・天王寺キャンパスに入構する場合
- ・その他提示を求められた場合
- ・電子錠の教室等を利用する場合

※大学生協の加入者については、学生証に電子マネー機能が付加されます。チャージすることにより、キャンパス内の生協食堂・生協売店で利用できます。

●通学定期

通学定期券は、学生の居住地から大学までの最短区間を結ぶ交通経路についてのみ購入できます。アルバイト等他の目的のために通学経路を変更することはできません。虚偽の記載をした場合は不正使用となり、懲戒処分(退学・停学)の対象となる場合があります。

通学定期券は、学生証で購入できます。ただし、学生証で購入できない場合は、通学証明書を発行します。証明書の発行は学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)へ届け出てください。

05. 授業料

担当は財務課出納係(072-978-3274)です。

●授業料の額(令和6年度入学者の授業料の額)

区分	半期分	授業料年額
学部(夜間5年専攻を除く)	267,900円	535,800円
学部(夜間5年専攻)	133,950円	267,900円
大学院教育学研究科 大学院連合教職実践研究科	267,900円	535,800円
大学院教育学研究科 大学院連合教職実践研究科 (長期履修制度適用者)	178,600円	357,200円
特別支援教育特別専攻科	136,950円	273,900円

※三菱UFJ銀行,三井住友銀行
又は,ゆうちょ銀行で,学生名義の
口座を開設してください。
学生宿舎の寄宿料等の振替口座も
兼ねています。
また,教育振興会からの各種補助
金の他,本学が募集するアルバイト
やTA(ティーチングアシスタント)
の給与等の支払先として使用して
います。

※今後,在学中に授業料の改定が行われた場合は,改訂後の授業料が適用されます。

●授業料の納付方法

本学の授業料の納付は,「口座振替制度(口座引落し)」により実施しています。
提出された「授業料等口座振替依頼書」又は「自動払込利用申込書」(お客さま控のコピー)の学生名義の預金口座より,毎年度,前期分は4月27日,後期分は10月27日に引落します。ただし,引落日の27日が金融機関の休日であれば,前営業日となります。(例 引落日が27日(土)の場合は,26日(金)となります。)
必ず引落日の前日までに預金口座へ授業料を入金してください。

また,申し出により,前期引落日に,年額(前期,後期分)の授業料を一括引落しできます。希望者は,4月上旬に募集します。

【1回生時の引落日】

令和6年度 前期分授業料 4月26日(金) 後期分授業料 10月25日(金)

●授業料の納付に関するお知らせについて

授業料の納付に関する引落予告・引落結果及び督促について,Live Campus(LCU)にて学生にお知らせします。また,引落日を経過しても納付のない者については,保証人(父母等)宛に督促状を送付する場合がありますので,ご承知願います。

06. 授業料免除等

担当は学生支援課奨学厚生係(072-978-3305)です。

天王寺キャンパス所属の学生は,天王寺地区総務課で手続きを行ってください。

「授業料免除」及び各期(前期・後期)の本人の申請に基づき,学力評価及び家計評価を審査の上,授業料の全額又は一部を免除する制度です。

①高等教育の修学支援新制度

※本制度の対象:学部学生(1~4回生(夜間5回生)で住民税非課税世帯・それに準ずる世帯(※日本国籍以外の方は特定の在留資格に限ります。また,編入学生については,大学等に入学するまでの期間によっては,対象とならないことがあります。)
授業料減免と給付型奨学金による支援を受けることができます。詳細は,文部科学省又は,日本学生支援機構ウェブページをご覧ください。

③徴収猶予

※本制度はすべての学生が対象となります。
経済的理由により,納付期限(前期分4月・後期分10月)までに授業料の納付が困難であり,かつ,学業優秀と認められる者に対し,本人の申請に基づき選考の上,授業料の徴収猶予(納付期限延長)を認める制度です。

②授業料免除

※本制度の対象:大学院生,専攻科生

- 経済的理由によって授業料の納付が困難であり,かつ,学業優秀と認められる者
- 学資負担者が納付期限の6か月(新入学者の前期申請の場合は1年)以内に死亡し,又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより,授業料の納付が著しく困難であると認められる者

②及び③については,下記の家庭事情により,授業料の納付が極めて困難であると認められた者に対して,学力評価を緩和して選考を行います。

- 本人が児童養護施設等を退園した者又は里親委託等において大学に入学した者である場合
- 本人又は同一世帯の中に障害者がいる場合
- 学資負担者が長期療養中で収入を得ることが困難な場合
- 各期納付期限の1年以内に学資負担者が自己破産している場合
- 学資負担者が生活保護を受けている場合
- 前各号に準ずる者であって学長が相当と認める事由がある場合

※授業料免除等にかかわる申請資格,学力評価基準及び家計評価基準の目安は,申請書類をご覧ください。

これらとは別に、学業成績等が優秀であると認められる大学院生を対象として授業料の半額を免除する「大学院における特別授業料免除」、私費外国人留学生の内、成績優秀者を対象とした授業料免除等もあります。

授業料免除制度の詳細は大学のウェブページや申請書類をご覧ください。

大学ウェブページ：<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/jyumen.html>

ホーム > 学生生活・就職 > 学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等

また、交換留学生(派遣留学)への授業料免除制度もあります。こちらについては、『15.海外留学・国際交流』を参照してください。

※記載の内容は、令和5年12月現在のもので、制度の内容が変更される場合がありますので、本学ウェブページ、授業料免除申請要項または、大学の窓口にて改めて確認してください。

申請手続:これらの制度による授業料の免除及び徴収猶予の申請手続については、掲示やLive Campus(LCU)をよく見て所定の期間内に、所定の書類を学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)へ提出してください。

07. 奨学金

担当は学生支援課奨学厚生係(072-978-3305)です。
天王寺キャンパス所属学生は、天王寺地区総務課で手続を行ってください。

●日本学生支援機構奨学金(給付)

国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある学生が、経済的理由(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)により修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

※主たる家計支持者の失職、事故、病気若しくは死亡等又は火災、風水害等により家計が急変し、修学が困難となった場合は、事由発生後、3カ月以内に申請することで、本制度の対象となる場合がありますので、相談に来てください。

・教育学部のみ

奨学金の種類	給付月額	
	自宅	自宅外
給付奨学金	29,200円(第Ⅰ区分)	66,700円(第Ⅰ区分)
	19,500円(第Ⅱ区分)	44,500円(第Ⅱ区分)
	9,800円(第Ⅲ区分)	22,300円(第Ⅲ区分)

上記給付奨学金受給者は各区分に応じて、入学科(1回生で6月までに給付奨学金奨学生として採用された方)及び授業料の免除を受けることができます。(06.授業料免除等参照)

日本国籍以外の方は特定の在留資格に限ります。また、高等学校卒業後、大学等に入学するまでの期間によっては、対象とならないことがあります。

●日本学生支援機構奨学金(貸与)

人物、学業ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学が困難であると認められる学生に対し、学資として奨学金の貸与を行う奨学金制度です。この奨学金は、貸与ですので、貸与終了後は返還の義務があり、必ず返還しなければなりません。

※主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気若しくは死亡等又は火災、風水害等により家計が急変し、修学が困難となり、奨学金貸与の必要が生じた場合は、事由発生後1年以内に申請することで、本制度の対象となる場合がありますので、相談に来てください。

・教育学部及び特別支援教育特別専攻科

奨学金の種類	貸与月額	
	自宅	自宅外
第一種奨学金(無利子)	20,000円・30,000円・45,000円	20,000円・30,000円・40,000円・51,000円
第二種奨学金(有利子)	20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円・70,000円・80,000円・90,000円・100,000円・110,000円・120,000円	

・大学院教育学研究科及び大学院連合教職実践研究科

奨学金の種類	貸与月額	
	自宅・自宅外	
第一種奨学金(無利子)	50,000円・88,000円	
第二種奨学金(有利子)	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円	

※貸与月額は、申込希望者が上記金額の中から選択できます。また、貸与月額を希望により変更することもできます。
※記載の内容は、令和5年12月現在のものです。貸与の基準や金額については変更される場合がありますので、奨学金の利用を予定している年度の開始前(3月初旬以降)に、日本学生支援機構のウェブサイト又は大学の窓口にて改めて確認してください。
日本学生支援機構ウェブサイト <https://www.jasso.go.jp/>



※奨学金の交付

卒業または修了するまでの標準修業期間に毎月1ヶ月分ずつ届出の普通預金口座に振込まれます。

最終学年の2・3月分については2月にまとめて振込まれます。

●大阪教育大学修学支援奨学金(外国人留学生以外の学生※)

経済的理由により修学に困難がある学生を支援とする本学独自の給付奨学金です。(募集期間:9月)

※外国人留学生の大阪教育大学修学支援奨学金の募集については下記「●外国人留学生を対象とする奨学金」でご確認ください。

●大阪教育大学緊急貸与奨学金

経済的理由により修学に困難がある学生を支援とする本学独自の貸与奨学金です。(年4回募集予定)

貸与金額 10万円

貸与期間 原則2年間 ※2年以内に卒業(修了)する場合は、卒業(終了)の2か月前まで

●外国人留学生を対象とする奨学金

独立行政法人日本学生支援機構(学習奨励費)・(財)平和中島財団・(財)大遊協国際交流援助研究協会・(財)ロータリー米山記念奨学会・公益信託山本猛夫記念奨学基金・大阪柏原ロータリークラブ教育支援金・大阪教育大学修学支援奨学金・大阪教育大学緊急貸与奨学金など

留学生を対象とする奨学金については、学術連携課国際室(072-978-3300)へお問合せください。

●地方公共団体及び民間育英団体の奨学金

大学推薦(大学経由で団体へ推薦)と個人申請(学生自身が団体へ申請)の二つがあります。大学推薦を希望の学生は学生支援課奨学厚生係に問い合わせてください。

過去に本学で取り扱った主な奨学金は次のとおりです。大学に募集案内があればその都度大学のウェブサイトによりお知らせします。

大学ウェブサイト:<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/syougaku/chihou.html>

ホーム > 学生生活・就職 > 学費・奨学金・経済支援 > 奨学金 > 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

地方公共団体

石川県教育委員会・岐阜県教育委員会・宮崎県奨学会・東大阪市教育委員会・城陽市教育委員会・池田市教育委員会など

※地方公共団体の奨学金は、多くの場合、出願者の出身都道府県や市区町村及び教育委員会等へ直接手続を行う個人申請です。

民間育英団体

あしなが育英会・奥村奨学会・小野奨学会・木下記念事業団・山本猛夫記念奨学基金・交通遺児育英会・杉本教育福祉財団・大東育英会・中村積善会・船井奨学会・博報堂教育財団・ヨネックススポーツ振興財団・中内育英会・キーエンス財団など

Memo

08. 課外活動・

その他施設

担当は学生支援課課外活動係(072-978-3310)です。
天王寺キャンパス所属の学生は、天王寺地区総務課で手続を行ってください。

●学内行事

▼柏原キャンパス

新入生歓迎行事(4月)・五月祭(5月)・神霜祭(体育文化週間10月下旬~11月上旬)
スポーツ祭・音楽祭(五月祭及び体育文化週間中)

▼天王寺キャンパス

新入生・編入生歓迎行事(4~5月中旬)
夏祭り(開催時期未定)・大学祭(10月下旬~11月上旬)
天王寺キャンパス卒業式(3月)

●課外教育行事【柏原キャンパス】

●学生団体全体会議(年2回実施)

公認学生団体(クラブ・サークル)の幹部が出席し、課外活動に関する諸手続や諸注意事項等のガイダンスを行います。

●サークルミーティング

公認学生団体(クラブ・サークル)の幹部が参加し、課外活動の諸問題について討議を行っています。

●サークル清掃(年2回実施)

公認団体(クラブ・サークル)が日常、課外活動で使用している施設の清掃を行います。

●リーダーズ・アSEMBリー

体育会所属クラブの新幹部が参加し、講演会・討議や親睦プログラムによるリーダー研修を行っています。

●公認学生団体(クラブ・サークル)

柏原キャンパス 59団体

- 体育会所属クラブ 31 団体
- 体育系クラブ・サークル 6団体
- 音楽系サークル連合会所属クラブ 5団体
- 文化系クラブ・サークル 16 団体
- 大学行事関係クラブ 1団体

天王寺キャンパス(学部)サークル16団体

詳しくは別冊サークルガイド・大学ウェブページをご覧ください。

●体育施設【柏原キャンパス】

体育施設には、体育館、陸上競技場、プール、テニスコート、野球場、サッカー・ラグビー場、弓道場、多目的球技コートがあります。授業以外には体育会所属クラブの課外活動場所として使用していますので、個人での使用はできません。
トレーニングルームは、体育会が行う講習会を受講した人のみ、使用できます。

●課外活動共用施設(サークル棟)【柏原キャンパス】

課外活動共用施設には、公認学生団体(クラブ・サークル)部室・共用室・ミーティングルーム・合宿室・ホール・印刷室等があります。公認学生団体(クラブ・サークル)は、手続により合宿室・ホール・印刷室等を使用することができます。

●大学会館(M棟)【柏原キャンパス】

大学会館には、集会室、音楽鑑賞室、和室があります。
公認団体(クラブ・サークル)は、手続により課外活動の場として使用することができます。個人での使用はできません。

●みんなの広場【柏原キャンパス】

課外活動共用施設(サークル棟)東側の「みんなの広場」は、学生のみなさんが自由に利用できるスペースです。

- 施錠はしていません
- 花火・バーベキュー・キャンプファイヤー等の火の使用は禁止
- 宿泊・飲食禁止
- ゴミの始末はきちんと行いましょう
- 広場を占有しないこと

上記に留意し、マナーを守り、快適な利用を心がけてください。

●アメニティスペース

学生のみなさんが自由に使える冷暖房完備の自習室と休憩・談話室です。
マナーを守り、授業の妨げにならないように気持ちよく利用しましょう

【柏原キャンパス】

レモンルーム(B4 棟 1F)
メロンルーム(C3 棟 1F)
利用日:平日(月~金)
利用時間:8:30~20:00

【天王寺キャンパス】(自習室のみ)

マロンルーム(中央館 3~5F)
利用日:(月~日)
利用時間:8:00~23:00

●授乳室について

柏原キャンパス附属図書館内及び天王寺キャンパス中央館内に授乳室を設置しています(※キャンパス MAP 参照)。乳幼児の授乳、搾乳及びおむつ交換時に利用できます。

利用は、附属図書館本館1階カウンターまたは天王寺キャンパス事務室まで申し出てください。



「学生表彰(学長表彰・学長特別表彰)」

学長表彰は、当該年度に本学を卒業又は修了予定の者で、在学期間中における学術・課外活動において顕著な成績があり他の学生の範となる学生を、学長特別表彰は、当該年度内に学術・課外活動・ボランティア等において特に顕著な業績・成果・貢献等が認められる学生・学生団体を表彰するものです。

学生支援課課外活動係では、長机、パイプイス、展示パネル、暗幕、清掃道具などの物品の貸出しを行っています。
サークル活動などに利用してください。

厚生施設

区分	施設	営業時間	施設	営業時間
柏原 キャンパス (生協)	大学会館 ダイニング・テッラ (1F) 645席	11:30~13:30(平日)	ショップアイリス 複合店(コンビニ・書籍・旅行サービス) (2F)	8:20~16:45(平日)
	大学会館第2食堂 (2F) 259席	11:00~14:00(昼食営業) 17:00~19:45(夕食営業)	サンカフェ(3F) 86席	11:30~13:30(平日)
		11:00~14:00(土)	テイクアウトショップ (3F)	11:45~13:00(平日)
	レストラン・フォレ (2F) 67席	11:45~14:00(平日) (13:00~14:00は教職員優先)	プチ・ショップ (B3棟 2F)	当面休業
ロッカールーム(有料) (A棟 1F)			—	
天王寺 キャンパス	食堂 51席	10:00~20:00(授業日の月~金) 10:00~18:00(授業日の土曜) 10:00~14:00(授業日以外の月~土) 原則休業(日・祝)(放送大学の面接授業 日等のみ 10:00~14:00で営業)	生協書籍・購買	営業日は生協ウェブページ で確認してください。  原則、営業時間は営業日の 17:00~19:40

- 大学の行事等により営業時間帯及び収容人数が変更されることがあります。
- 大学会館内の食堂・レストラン・カフェは、上記がオーダーストップの時刻です。
営業終了時刻は、オーダーストップの30分後です。
- 夏休み・冬休み・春休み期間中の生協の営業は、特別営業となり、営業しない日があります。
- ショップアイリスの営業時間は部門によって異なります。詳しくは生協のウェブページをご覧ください。
ウェブページ: <https://ok.u-coop.net/> 検索は→ [大阪教育大生協](#)

遠見山の家

本学の課外教育施設である「遠見山の家」は長野県白馬村にあり、夏は白馬岳への登山口として、冬は白馬五竜スキー場を背景にした魅力一杯の地です!!本学学生なら誰でも利用できます。








●利用料金(1人1泊の使用料・税込み)

区分	夏期(5/1~9/30)	冬期(10/1~4/30)
本学学生・教職員 同窓会天遊会会員・ 教育振興会会員	1,100円	2,200円
卒業生・家族	2,200円	3,300円

(注)令和5年11月改定 ※今後料金は改訂されることがあります。

- 駐車場使用料 550円(1台1泊当り。税込み)
 - 食事・風呂・清掃・後かたづけ等すべてセルフサービスです。
 - 主食・副食・調味料等は持参の上、各自で調理してください。
 - お風呂・トイレ共同
 - 施設内は終日禁煙
- ※使用を希望するときは、学生支援課課外活動係(072-978-3310)へ使用日の7日前までに使用願を提出した後
使用日の3日前までに使用料を納入してください。

所在地 〒399-9211 長野県北安曇郡白馬村神城 22201
管理人 太田旅館(TEL0261-75-2128)

<p style="text-align: center;">公衆電話</p> <p>●柏原キャンパス:エスカレーターを上がった所 </p> <p>※天王寺キャンパスはありません。</p>	<p style="text-align: center;">エスカレーターの運行(上りのみ) </p> <p style="text-align: center;">2022年8月からSky Escalatorの愛称がつけました</p> <p>運行時間 7:00~19:00 年未年始(12/29~1/3)は運行しません。 </p>
<p style="text-align: center;">郵便物・ポスト</p> <p>●郵便物 公認学生団体(クラブ・サークル)宛に届いた郵便物は、専用レターケース(柏原キャンパス:M棟(大学会館)1F,天王寺キャンパス:事務室内)に入れます。(書留郵便,荷物については、別途事務室にて保管します。)</p> <p>●郵便ポスト </p> <p>柏原キャンパス:N棟(事務局棟)前 天王寺キャンパス:正門前</p>	<p style="text-align: center;">門(ゲート)の開錠時間 </p> <p>●柏原キャンパス 北西進入路:7時~23時 (19時以降は、学生証の提示が必要) 北東進入路:7時~19時(土・日・祝日は終日閉鎖)</p> <p>●天王寺キャンパス 正門:8時~23時</p>
<p style="text-align: center;">キャッシュコーナー(柏原キャンパス)</p> <p>ゆうちょ銀行キャッシュコーナーが大学会館1Fにあります。(日曜日及び休日は利用できません) </p> <p>利用時間 平日 9:00~19:00 土曜日 9:00~17:00</p>	<p style="text-align: center;">バスの運行</p> <p style="text-align: center;">(大阪教育大前駅と柏原キャンパス間の循環運行)</p> <p>土・日・祝日・年未年始(12/29~1/3)・夏期一斉休業・学部入学試験日及び災害等が発生した場合は運行しません。 </p>

09. 附属図書館

図書館ウェブページ:<https://www.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/>
 図書館公式 X(旧 Twitter):@OKU_lib (https://twitter.com/OKU_lib)



●開館時間・休館日

■本館

区分	月～金	土
授業期間中	8:35~20:45	10:00~17:00
授業期間外	8:45~17:00	休館

担当:附属図書館サービス係

TEL 072-978-3782

E-mail lib-service@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

※ 電話の受付時間は 平日9:00~16:30 です。

本館のサービス提供時間	月～金(授業期間中)	月～金(授業期間外)	土
書庫利用	8:45~19:45	8:45~16:45	10:00~16:00
学外・研究室等からの取寄せ本の利用	9:00~17:00		不可

■分館

区分	月～金	土
授業期間中	10:00~21:30	13:00~21:30
授業期間外	10:30~19:00	休館

担当:附属図書館天王寺分館

TEL 06-6775-6649

E-mail lib-bunkan@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

※電話の受付時間 …平日 開館~閉館15分前 / 土曜日 開館~19:15

※有料文献の受け取り …平日 開館時間中 / 土曜日 開館~19:00

■休館日:日曜日・祝日・館内整理日・年未年始・授業期間外の土曜日

■気象警報の発令等により休講になった場合は図書館も臨時休館します。図書館ウェブページ, X(旧 Twitter)でご確認ください。

注意!

- 入館には学生証が必要です。
- 館内での携帯電話での通話をご遠慮ください。
- 貴重品は必ず身につけておいてください。
- 館内では食事はできません(飲み物はフタ付きのみ可)。

●次のようなサービスを提供しています。

■ 図書や雑誌の貸出・返却

貸出には学生証が必要です。

本館・分館両方の図書や雑誌を合わせて**10冊まで**借りることができます。貸出延長(更新)が1回だけできます。

閉館中は返却ポストへ返却してください。

CD-ROMなどが付いている本や貴重書は必ずカウンターへ返却してください。

期限内に返却していない本がある場合や、延滞本を返却した当日は、本やノートパソコンを借りることができません。

区分	学部学生	大学院生
和 図 書	2 週間	1 ヶ月
洋 図 書	1 ヶ月	
教 科 書	1 週間	
辞書・事典・雑誌	当 日	
視聴覚資料	館内利用のみ	

■ 視聴覚資料の利用

図書館所蔵のDVD・CDを館内で視聴できます。

持込みの資料は利用できません。

■ パソコン・プリンターの利用

デスクトップパソコンは申込不要で利用できます。

ノートパソコンは館内のみで利用できます。

ノートパソコンではデジタル教科書の利用もできます。

プリンター(有料)の利用にはUSBメモリが必要です。

■ まなびのひろば(ラーニングcommons)の利用

会話OKの学習スペースです。

グループ学習や模擬授業に利用できます。

電子黒板の利用ができます。(本館のみ)

■ グループ学習室の利用

本館に5室、分館に1室あり、2人以上で学習できます。

ホワイトボードを設置しています。

1週間前から予約できます。

■ 個人学習室の利用(本館)

■ サイレントルームの利用(本館)

閲覧室より静かな環境で学習に集中することができます。

申し込み不要です。

■ たまごギャラリーの利用(本館)

みなさんの展示会場として提供しています。

■ マイクロリーダー室・授乳室の利用(本館)

その他のサービス

●複写・現物取寄せ

●図書館ツアー・情報検索講習会

●他機関利用紹介状の発行

●オンラインデータベース

●電子ジャーナル・電子ブック

●館内資料の複写(有料)

●国立国会図書館デジタル化資料送信サービス(本館)

●レファレンス(調べものの相談を受け付けています。)

●購入リクエスト(図書館に置いて欲しい本をリクエストできます。)

10. 就職支援

キャリア支援センター

学生が自らのキャリアを考えて学生生活が送れるように、キャリア教育や就職支援を行っています。

(柏原キャンパス M棟(学生会館)2階 利用時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日などを除く))

●キャリア教育

柏原キャンパス・天王寺キャンパスでそれぞれキャリア形成やキャリアデザインにかかわる授業科目があります。また、本格的な教採や就職対策が始まるまでは、低学年向けのキャリアガイダンス等でキャリアをしっかりと考えられるように整えています。

●就職支援(教員就職・企業・公務員就職)

年間を通じて各種ガイダンス・説明会・講座を実施。これら就職支援イベントなどに関する情報は、キャリア支援センター掲示板や大教 Gmail, Google Classroom の就職情報などでお知らせしています。低学年から参加可能なものも多くあります。その他必要に応じて様々な実践対策も実施しています。

(教員就職相談/企業・公務員就職相談について)

センターでは教員と企業・公務員それぞれのキャリアアドバイザーによる相談も実施しています。

就職に関する様々な相談から、教員採用試験に向けた面接練習・模擬授業・集団討論など、企業・公務員就職活動に向けたエントリーシート対策・面接やグループディスカッション練習・業界研究などの本格的なサポートまで個別(あるいは少人数)で対応します。就職関連の情報誌・参考書の貸出、採用案内、各教育委員会の募集要項、企業・官公庁・私立学校からの求人の閲覧やインターンシップ情報など、自由に確認できます。お気軽に立ち寄ってください。

天王寺キャンパス所属学生には教職相談室(天王寺キャンパス中央館2階202)でも対応しています。利用日及び時間は天王寺地区総務課学務係(就職相談窓口)で確認してください。

(天王寺・学務係(就職相談窓口) 06-6775-6678 (13:00 ~ 21:30)(土・日・祝日などを除く))

担当: 学生支援課就職係

TEL 072-978-3307

E-mail shushoku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

11. 教育研究施設

各センターの詳細は大学ウェブページに掲載しています。

https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/center/library_center/



学び続ける教員支援センター

学生の皆さんとは、人権教育の授業や副専攻「地域との連携協働によるダイバーシティと人権教育プログラム」、「しきじ・にほんご天王寺」などでお会いします。教職生涯を通じて学び続ける教員を育成するための教育の充実や、学校・地域における現職教員の学びの支援を行います。

TEL 072-978-3253 (社会連携係)

E-mail renkei@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

保健センター

保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び職員の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的としています。

TEL 072-978-3811 (柏原)

06-6775-6652 (天王寺分室)

E-mail chcc@cc.osaka-kyoiku.ac.jp (保健センター共通)

産官学イノベーション共創センター

学校教育から大学教育に関して、産官学と連携し、Society5.0の社会に向けて、ICTや科学技術に基づいたこれまでになかった未来志向の新たな教育を研究・開発し、実践することを目的としています。

TEL 072-978-3253 (社会連携係)

E-mail renkei@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

修学支援センター

学生の心理相談及びカウンセリング、また、障害のある学生への修学支援を主とした学生支援に関する業務を行います。学生の皆さんの学生生活をサポートしています。

TEL 072-978-3312 (学生支援係)

学校安全推進センター

附属池田小学校事件の被害者に対する長期的なケアを行うとともに、学校危機に関するトラウマ回復及び学校危機管理に関する調査研究を行い、この分野の調査研究に従事する者の利用に供することを目的としています。

E-mail ncssp@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

みらい ICT 先導センター

情報化の推進と情報システムの円滑な運用により、教育研究の発展に寄与することを目的としております。(E棟) Google, Microsoft365 にログインできないなどの PC 関係のお困りごとは、次ページ記載の ICT 教育支援ルーム(A-312)にご相談ください。

みらい ICT 先導センターウェブページにおいて、以下の内容などを掲載しておりますので、そちらも参考にしてください。

- ・みらい ICT 先導センターからの情報システム停止等のお知らせ
- ・Google や Microsoft365 の認証に係る連絡(機種変更の際に必要な設定)
- ・大学メールアドレス(大教 Gmail)の活用方法
- ・無線 LAN (Wi-Fi) の設定方法
- ・セキュリティ対策ソフトウェアのダウンロードページ

E-mail center@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

キャリア支援センター

自己の特性を理解し、必要な職業選択能力を身に付けられるよう、入学から卒業まで系統的なキャリア支援を通じて将来の夢の実現をサポートします。お気軽にご相談ください。

TEL 072-978-3307 (柏原・就職係)

06-6775-6662 (天王寺・学務係(就職相談窓口))

グローバルセンター

学生交流及び学術交流の企画・立案、留学生の受入れ・派遣の推進及び教育研究面での国際活動の充実を図ることを目的としています。

TEL 072-978-3299・3300 (国際室)

E-mail isc@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

ICT 教育支援ルーム

ICT 教育支援ルームは、大学の ICT 教育全般の技術的なサポートを目的としており、必携 PC の活用をはじめとする ICT 活用の支援を行っています。

コンピュータ利活用方法や大学 ICT 環境の相談、講習会等、みなさまに学生生活の中で広く ICT 環境を活用していただけるようにサポートいたします。お気軽にご入室・ご相談下さい。

【開室時間】平日授業実施日 10:30-16:30

【場所】柏原キャンパス 共通講義棟 A-312

E-mail: ictsml@ml.osaka-kyoiku.ac.jp

<https://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~ipc/ictedu-support/>



12. 学生宿舎・下宿

担当は学生支援課学生支援係(072-978-3312)です。
外国人留学生は、学術連携課国際室(072-978-3300)です。

●男子・女子学生宿舎

柏原キャンパス内には男子・女子学生宿舎が各1棟あります。

区分	男子学生宿舎	女子学生宿舎
収容定員	60名	80名
居室数(個室)	60室	80室
居室面積	8㎡(約4.5畳)	
寄宿料	(月額)5,000円	
共益費	(月額)700円	
入居期間	2年(継続入居を希望する場合は、再審査あり)	
光熱水費	(月額)5,000~6,000円 (居室内および共有部分)	
退去時積立金	30,000円(入居時に必要)	

■食堂はありません。

各階にある補食室で自炊ができます。

■浴室(1F)・トイレ・洗面所(各階)は共同。女子学生宿舎に限り、2~5Fにシャワー室があります。

■寄宿料や共益費等が改定された場合には、改定時からその額が適用されます。

●下宿等

下宿等を必要とする学生には、大阪教育大学生生活協同組合で紹介を行っています。部屋を決める際は、当該物件を実際に見て、入居条件(細かい約束事項)についてよく話し合ってください。

契約に大学は関与しませんので、契約内容をしっかり確認した上で契約を結んでください。

検索は→[大阪教育大生協](#) へどうぞ

大阪教育大学生協 072-976-3636(代表)

ウェブページアドレス <https://ok.u-coop.net/welcome/>

●国際学生宿舎

外国人留学生宿舎(柏原キャンパス内)と山本国際学生宿舎(柏原キャンパス外)の二つの宿舎があります。

○外国人留学生宿舎(柏原キャンパス内)

収容定員:40名

居室数・形態:40室・個室

入居期間:原則1年(1年延長可能)

寄宿料:6,600円/月(光熱水費・共益金は除く)

入居時費用:デポジット 30,000円

退去時清掃代 10,000円

○山本国際学生宿舎(柏原キャンパス外:八尾市山本)

収容定員:69名

居室数・形態:31戸(2人または3人で一戸をシェア)

入居期間:原則1年(1年延長可能)

寄宿料:26,200~28,500円/月(光熱水費・共益金等含む)

入居時費用:デポジット 26,200~28,500円

退去時清掃代 30,000円

*山本国際学生宿舎ではRA(レジデントアシスタント)が留学生をサポートします。一部住戸はRAとの混住型住居となります。

*どちらの宿舎にも**管理人が勤務し**、寮生をサポートします。

*寝具はレンタルです。毎月1回リネン交換があります。

*入居期間中に寄宿料が改定された場合はその額が適用されます。

*宿舎についての詳細は下記グローバルセンターウェブページを確認してください。

グローバルセンターウェブページ:<https://ger.osaka-kyoiku.ac.jp/support/accommodations-living/>

13. 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

・学生教育研究賠償責任保険(学研賠)

担当は学生支援課学生支援係(072-978-3312)です。
天王寺キャンパス所属学生は、天王寺地区総務課(06-6775-6678)です。

本学では、学生の教育研究活動中の災害に対する補償制度として、「**学生教育研究災害傷害保険・Aタイプ(通学特約含む)【学研災】**」・「**学生教育研究賠償責任保険・Aコース【学研賠】**」に加入登録しており、**本学学生は全員が加入しています。**

なお、この保険の在籍期間に応じた保険料については、大阪教育大学教育振興会が全額負担し、大学で一括して加入手続を行っていますので、各自での加入手続は不要です。

教育研究活動内容	保険金が支払われる事故等の範囲
正課中(授業・教育実習・介護等体験等)	大学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害及び賠償責任事故
学校行事中	
学校施設内	
課外活動中 ※公認団体の活動に限る	
通学中・学校施設等相互間の移動中	※病気は対象外です。

けがや事故が発生した場合は、**すぐに学生支援課学生支援係(天王寺キャンパス所属学生は天王寺地区総務課)へ届け出て、手続を行ってください。**けがや事故が発生してから30日以内に保険会社に事故通知をしない場合には、**保険金が支払われないことがあります。**

14. アルバイト

担当は学生支援課奨学厚生係(072-978-3305)です。
天王寺キャンパス所属学生は、天王寺地区総務課へ問い合わせてください。

- 「**学生アルバイト情報ネットワーク(バイトネット)**」によるアルバイト・家庭教師紹介を行っています。

「**学生アルバイト情報ネットワーク(バイトネット)**」

パソコン・スマホ等から365日24時間アクセス可能なネットワークシステムです。

詳しくは大学のウェブページから

大学ウェブページ:<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/baito.html>

ホーム > 学生生活・就職 > 学費・奨学金・経済支援 > アルバイトをご覧ください。

- 本学では「**学生アルバイト制限職種等**」として、アルバイトに就くことに注意を求めている職種等があります。アルバイトに就く前に、必ず確認してください。(次ページ参照)

大阪教育大学学生アルバイト制限職種等について

本学では、学生の身に危険が及ぶ職種、トラブルに巻き込まれる恐れがある職種、教育的に好ましくない職種等は「アルバイト制限職種」として、アルバイトの斡旋は一切行いません。アルバイト情報誌や求人チラシ等の中には、高い賃金を示す一方で、危険性、安全性の明示をしないで学生のアルバイトを勧誘しているものが見受けられます。

これらの職種に就くことで、教育大学の学生としての品位を損う場合や、結果として経済的損失を招き、自身の不利益となる恐れがありますので、勧誘や求人に応じないよう最大限の注意を求めます。

区分	具体例	理由及び参照事項
危険を伴うもの	・ プレス、ボール盤、旋盤、断裁機等の自動機械の操作業務	危険・事故が伴う。
	・ 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い業務（助手も含む）	免許を必要とし、危険度が高い。
	・ 自動車及びバイク等の運転業務	事故に遭遇した場合、経済的・精神的負担が重く刑事責任まで負う可能性がある。
	・ 線路、交通の頻繁な道路上での作業（測量・白線引き・交通整理等）	危険度が高い。
	・ 土木、水道工事、建物建設等の現場作業	危険度が高い。
	・ 2階以上の高所での作業（窓ふき、器具の取り付け等）	転落等の危険度が高い。
人体に有害なもの	・ 農薬・劇薬等、人体に有害な薬物の取扱い（メッキ作業、白蟻駆除、塗装作業）	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	・ 高温・低温の作業、塵埃、粉末、有毒ガス、騒音の著しい中での作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	・ 長期継続の深夜作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
法令に違反するもの	・ 労働紛争に介入する恐れのあるもの	職業安定法参照。
	・ 営利職業のあっ旋業者への仲介あっ旋（家庭教師等を派遣する事業主への紹介を含む）	職業安定法の趣旨に反する。
	・ マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照。
	・ 出来高払い（一定額の賃金保証のないもの）	労働基準法参照。
	・ 募集・採用を男女別等に設定し、性別等により異なる条件のあるもの	男女雇用機会均等法参照。
教育的に好ましくないもの	・ 街頭でのチラシ配り、ポスター貼り業務	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。
	・ 不特定多数を対象とした街頭調査、訪問調査、電話調査業務	相手側の理解を得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	・ 訪問販売、勧誘、集金等の業務	相手側の理解を得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	・ 競馬、競輪場等、ギャンブル場内（サテライトを含む）での業務	トラブルの原因となることが多い。
	・ バー、キャバレー、クラブ、キャバクラ等の風俗営業の業務、及びパチンコ、雀荘等の射幸性営業の業務	教育的にふさわしくない。
	・ 酒席での接待業務	教育的にふさわしくない。
	・ 選挙の応援に関する一切の業務	公職選挙法に抵触する場合が多い。
	・ 深夜に及ぶ業務	教育的にふさわしくない。
その他の適切でないもの	・ 人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員、水泳監視員、ベビーシッター等。ただし、定められた講習等を受講している場合を除く。
	・ 労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払方法等に関することが明記されていないもの。
	・ 人員の限定を条件とするもの	10人採用募集中1人でもかけると他の9人を不採用とするもの。（就業意思のない者を巻き込む恐れがあるもの。）
	・ 宗教の布教にかかわる活動に関するもの	トラブルの原因となることが多い。
	・ その他、学生にふさわしくないと判断されるもの	

15. 海外留学・国際交流

担当は学術連携課国際室(072-978-3299)です。

本学の海外留学は、交換留学と認定留学があります。また、長期休み期間には海外短期研修(語学・文化・観察実習等を取り入れた多彩な研修)に参加できます。交換留学及び認定留学は10月、海外短期研修は学期始めの4月・10月に説明会を開催しています。

	交換留学	語学・文化研修等
期間	1学期~2学期間	1~6週間(夏休みや春休み期間)
派遣先	学生交流協定を締結している海外の大学 14カ国・地域 38校	アジア,ヨーロッパ,北米等の協定校
応募資格	学部学生・大学院生が対象	研修プログラムにより異なる
学内選考	11月	研修プログラムにより異なる
費用	留学先の授業料は不要だが、本学の授業料は必要。(他に、渡航費・生活費・危機管理サポート費用・海外保険料等が必要です。)	研修プログラムにより異なる
奨学金	日本学生支援機構(JASSO)/トビタテ!留学JAPAN 新・日本代表プログラム/民間団体の奨学金	日本学生支援機構(JASSO)
	※いずれの奨学金も、応募資格に条件があるもの、成績・家計要件があります。	

※認定留学制度を利用する留学は、JSAFプログラムによる学部留学となります。詳細については、別途問い合わせてください。

短期派遣留学生(交換留学・認定留学)への授業料免除制度

海外へ留学する学生に対して、経済的な負担を軽減するために、派遣開始年度の後期授業料を免除する制度があります。ただし、学内選考による順位付けに基づき、予算の範囲内で決定します。そのため、全員が免除されるわけではありません。

交換留学・海外短期研修参加者を対象とした給付型奨学金

日本学生支援機構(JASSO)/トビタテ!留学JAPAN 新・日本代表プログラム/その他民間団体の奨学金等、海外渡航に必要な費用を支援するための、返還不要の奨学金もあります。条件や選考方法はそれぞれ異なりますので、詳しくは説明会や国際室にて確認してください。

グローバルセンター

ウェブページ:<https://ger.osaka-kyoiku.ac.jp/>

OKU International Office Facebook:<https://www.facebook.com/okuinternationaloffice>



交換留学や海外短期研修に関する学内相談窓口

グローバルセンター担当教員がメール等にて相談に応じています。

連絡先は 国際室(A-206)に確認してください。

海外留学ガイドブック

海外の協定校の紹介や語学要件・留学中の生活費など留学に関する情報満載のWEBガイドブックです。

グローバルセンターウェブページからPDF版をダウンロードすることができます。



どなたでも利用できます!

外国語学習支援ルーム Global Learning Community (GLC)

外国語学習全般に関するサポート(P8参照)を行っています。お気軽に入室・相談してください。

★GLC 公式 X アカウント: OKU_glc

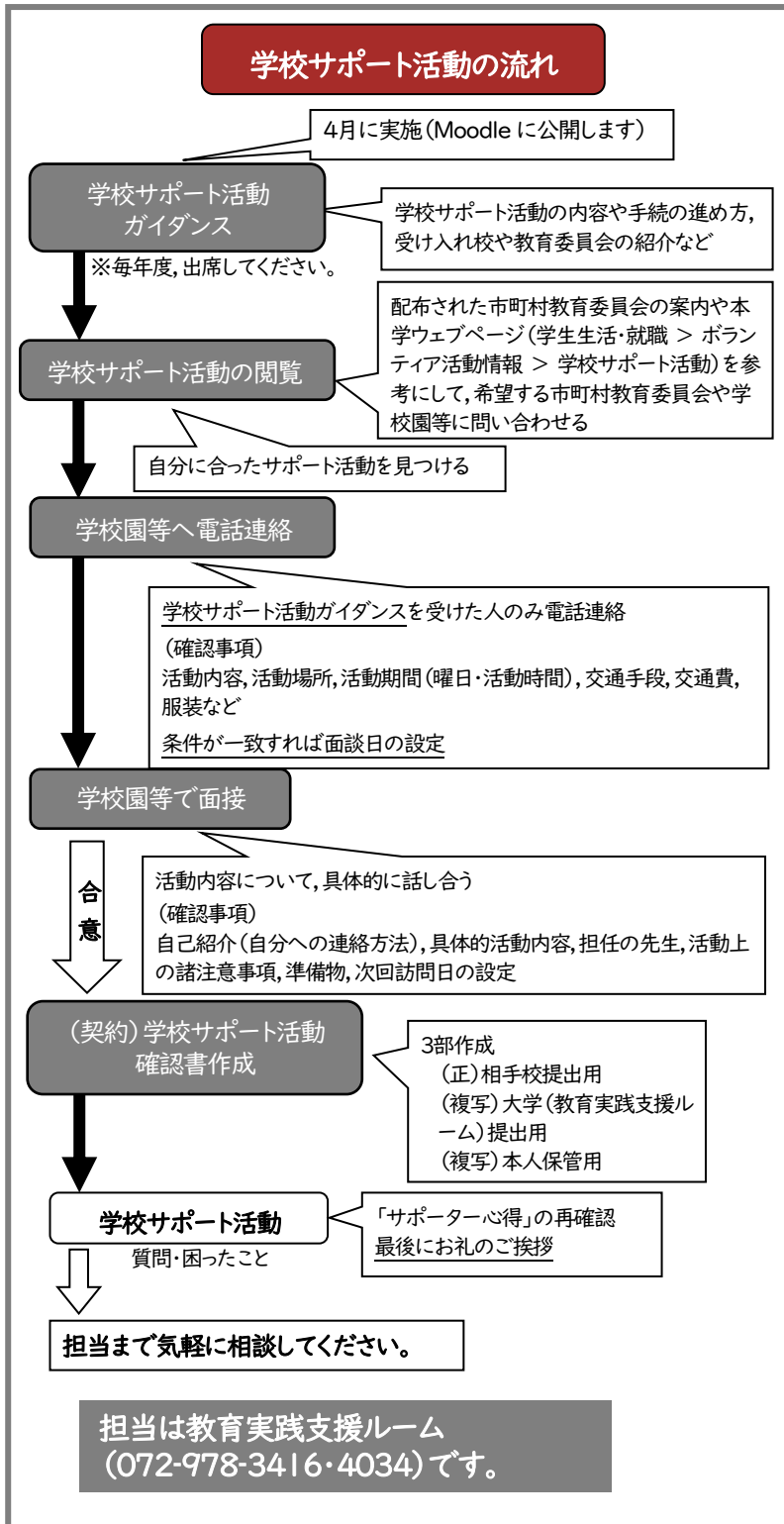
講座やイベントの最新情報は X で!

★GLC ウェブページ:<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/study/glc/>

柏原キャンパス:A-206 Global Learning Community

天王寺キャンパス:中央館(201)ランゲージチャットルーム

16. ボランティア活動



■学校サポート活動に参加しよう

活動校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校等)を選択し, 主体的に学校や児童・生徒に働きかけ, 学校の教育に参画していくサポート活動を通して, 児童・生徒や教職に対する理解を深め, 自らの指導力の向上を図ります。

■本学と柏原市とは包括連携協定を締結しており, 協定に基づいたボランティア活動として「SAS(スタディ・アフター・スクール)」「森林体験学習」の取り組みを行っています。

「SAS (スタディ・アフター・スクール)」

放課後に小学校の空き教室を利用し, 学生が子どもたちの学習補助をしながら, 「学級づくり」をする取り組みです。毎年5月から2月まで実施します。

担当は教育実践支援ルーム
(072-978-3416・4034)です。

「森林体験学習」

行政・教育委員会と連携して実施されている, 柏原市の小学生対象の森林散策・間伐体験・竹細工などの体験学習を支援する活動です。例年6月から翌年2月まで年5回程度行われ, 令和5年度学生ボランティアは延べ50人程度が参加しています。

担当は社会連携係
(072-978-3253)です。

■その他, 各市町村の団体等が主催するボランティア活動については, 掲示等でお知らせします。

担当はボランティアデスク
(072-978-3310)です。

17. 大阪教育大学校友会

担当は同窓生連携室(072-978-3695)です。

大阪教育大学校友会は, 在学生や卒業生, 教職員, 教育振興会, 全学同窓会天遊会, 生活協同組合等, 本学に関わるすべての構成員により組織しています。皆さんは, 校友会会員であると同時に, 教育振興会, 同窓会天遊会の支援事業, 給付事業, 交流事業の対象者となっています。

18. 大阪教育大学教育振興会

大阪教育大学教育振興会は、学生の父母または学資支弁者（在籍する学生が社会人または留学生である場合は本人）を会員とする会であり、学生の教育活動や課外活動を支援するため、様々な学生支援事業やキャンパス環境の整備を行っています。

柏原キャンパス (072-978-3578)N棟(事務局棟)3F 学生支援課 取扱時間:8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

天王寺キャンパス (06-6775-6678)中央館1F 天王寺地区総務課 取扱時間:10:15~21:30 (土・日・祝日を除く)

【令和5年度の主な支援内容】

※ 内容は一例です。令和6年度の支援内容は変更になる場合があります。6月下旬頃に教育振興会ウェブページや大学掲示板でお知らせする予定です。(ウェブページ:<https://oku-shinkoukai.jp>)



項目	支援内容	支援金額	申込先・申請先
厚生	見舞金(長期入院)	90日以上入院したとき	30,000円
	弔慰金	父母または学資支弁者が亡くなったとき	50,000円
	緊急貸付金制度「学生金庫」	30日間 限度額30,000円	30,000円
学生支援	ハイスコア奨励金	TOEIC830点以上、もしくは英検準1級以上の合格者に対して奨励金(在籍中1回限り)	10,000円
	語学検定料助成	【柏原キャンパス】TOEFL-ITP・独語・仏語・中国語検定を受検したとき(授業と関連)	1,000円
		【天王寺キャンパス】TOEFL-ITPを受検したとき 独語・仏語・中国語・ハングル語検定を受検したとき(3級以上が対象 大学が受検料を助成する場合は対象外 在籍中1回限り)	1,000円
	語学検定料助成	TOEFL-iBTを受検したとき(年度内1回)	5,000円
	留学助成	大学の留学規程に定める交換留学または認定留学を終えたとき	20,000円
	大学院生国際学会発表奨励金	専攻分野に係る国際学会(国内開催除く)で自らが研究発表を行ったとき	30,000円
	災害ボランティア助成	災害ボランティア活動をしたとき(条件あり)	10,000円
	ロッカー利用料助成(1・2回生時)	柏原キャンパスA棟1Fの(小)ロッカーを利用するとき	自己負担1,250円
就職対策	教採模試助成	生協主催の学内教採模試(4・5・6月の全国教師教採模試と6月の大阪府教採模試)を受験したとき(各回1,000円)	一人最大4,000円
	教採地方2次受験助成(注1)	関西(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県)圏外の教採2次受験者に助成	6,000円又は10,000円
	インターンシップ奨励金	企業・公共団体等が実施するインターンシップ(タイプ3:汎用的能力・専門活用型)参加者に対し、奨励金を給付	5,000円
課外活動	各種大会参加助成(注2)	部活動で全国大会に出場したとき(音楽・文化系含む)	20,000円又は80,000円
	各種大会選抜出場選手助成(注2)	都道府県以上の代表に選ばれたとき(音楽・文化系含む)	10,000円又は30,000円
	サークル助成	所定の手続きを完了した公認学生団体	団体による
被災学生	災害見舞金	父母または学資支弁者または本人の自宅が火災や風水害で被災(家屋の流出、倒壊)を受けたとき	50,000円

※ 各助成金・給付金は、個人は授業料引落し口座、団体は団体名義の口座への振込となります。

(注1) 助成額【北海道・東北・関東・九州・沖縄:10,000円】【中部・中国・四国:6,000円】

(注2) 大会参加等の助成は、主催団体等による経費助成がある場合は対象外となります。

19. 国民年金学生納付特例制度

学生納付特例制度とは？

- 所得の少ない学生のために、国民年金保険料の納付が先送り(猶予)される制度です。

手続はどうするの？

- 電子申請(マイナポータル) ▶



- 住民登録している市役所・町村役場
- お近くの年金事務所

- 大学窓口 ▶



柏原キャンパスの担当は、
学生支援課学生支援係(072-978-3312)です。
天王寺キャンパスの担当は、
天王寺地区総務課(06-6775-6678)です。

手続をしないとどうなるの？

- 万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

年金は老後だけのものではありません。
病気やけがで障害が残ったときの保障もあります。

20. 懲戒の標準

本学では、学生の非違行為に対し以下のとおり懲戒の標準を定めています。

非違行為があったと認められる場合には、事実関係を調査のうえ、懲戒処分が決定されます。(対象学生には、弁明の機会が与えられます。)責任ある行動を心がけてください。

懲戒の標準

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、不同意性交等罪等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	わいせつ行為又は痴漢行為(のぞき見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は訓告
	スーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用で悪質な場合 コンピューター又はネットワークの不正使用	退学又は停学 停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学 停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	20歳未満と知りながら飲酒を勧めた場合	訓告
研究活動	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等研究倫理に反する行為を行った場合	退学、停学又は訓告
学内秩序を乱す行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建築物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建築物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに当たる行為	退学、停学又は訓告
	本学が実施する試験等における不正行為	退学、停学又は訓告 当該試験科目に係る成績評価を0点とし、当該学期において履修した全ての授業科目に係る成績評価を0点とする。

国立大学法人大阪教育大学の基本理念と基本目標

【第四期中期目標前文】

～基本理念～

我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命としています。

～基本理念を実現するためのミッション～

教育現場と真のパートナーシップを構築し、人権を尊重し、継続的かつ一貫した法人の経営方針のもとアカデミックガバナンスを確立する。さらに、附属学校園等を活用した教育のための実証研究によってエビデンスを獲得し、SDGsの実現や、Society5.0や予測困難な知的創造社会の到来に柔軟に対応できる新たな学校教育へ貢献する大学として不断の教育研究環境の改善を含めた大学・附属学校改革を推進する。

～ミッションを実現するためのビジョン～

1 学校教育に貢献する人材養成拠点となる大学

課題解決型の能動的学修を中心とした教育への転換を図り、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力を鍛える。

2 教育イノベーションをデザインし、日本の教員養成をリードする大学

大規模教員養成単科大学のスケールメリットを生かし、附属学校園、国内外の大学、教育委員会を含む自治体、産業界等との連携を進展させ、ニューノーマルにも対応した、教育現場に資するイノベーションを創出する。

3 世界・社会の高度で多様な頭脳循環の拠点となる大学

・異なる文化との共存や国際協力の必要性を理解し、教育現場の国際化に貢献できる人材の輩出を通じ、日本の国際化に貢献する。

・都市型キャンパスを活用した社会人向け大学院教育を展開し、多様な頭脳循環を実現する。

4 社会や地域の実践的シンクタンク機能を有する大学

教育現場に求められる変革に対応するため、教育委員会・学校現場・行政・産業界・大学等が、それぞれ抱える課題(弱み)や資源(強み)を一堂に集積し、大きな成果を生み出す仕組み(地域連携プラットフォーム)を構築する。

5 柔軟で継続的に改革を推進する大学

大学改革の推進や様々な取組への強化を図るため、学長及び大学運営体制のガバナンス機能を強化する。

6 多様かつ柔軟な連携を有する大学

連合教職大学院を構成する大学との連携関係を深めるとともに、教育研究力の向上に資するため、他大学との教育研究資源の共有化を推進する。

沿革

大阪教育大学(Osaka Kyoiku University)の起源は、現在の大阪市内の御堂筋にある南御堂(難波別院)内に1874年に置かれた教員伝習所に遡ることができます。大学としては、大阪第一師範学校及び大阪第二師範学校を母体に、1949年6月に大阪学芸大学として開学しました。

～歴史～

- 1874.5 大阪府, 難波別院内に「教員伝習所」を設立
- 1875.8 教員伝習所を「大阪府師範学校」と改称
- 1949.6 大阪学芸大学開学
- 1954.4 第二部(夜間課程)小学校教員養成五年課程を天王寺分校に設置
- 1967.6 大阪学芸大学から「大阪教育大学」へ学名を変更
- 1968.4 大学院教育学研究科(修士課程)を設置
- 1974.4 特殊教育特別専攻科を設置
- 1988.4 教養学科を設置
- 1992.5 柏原キャンパス開校記念式典を挙行
- 2004.4 国立大学法人大阪教育大学発足
- 2015.4 大学院連合教職実践研究科を設置
- 2017.4 天王寺キャンパスに幼児教育専攻と小学校教育専攻(昼間・夜間)からなる初等教育教員養成課程を開設(第二部(夜間学部)と幼稚園教員養成課程の改組)
柏原キャンパスの学校教育教員養成課程を小中教育専攻, 中等教育専攻及び特別支援教育専攻からなる養成課程に改組(特別支援教育教員養成課程を廃止)
教養学科を教育協働学科に改組
- 2021.4 大学院教育学研究科(修士課程)を4専攻(国際文化専攻, 総合基礎科学専攻, 芸術文化専攻, 健康科学専攻)から, 3コース(心理・教育支援コース, 国際協働教育コース, 教育ファシリテーションコース)からなる1専攻(高度教育支援開発専攻)に改組
- 2024.4 学校教育教員養成課程を幼少教育専攻, 次世代教育専攻, 教科教育専攻, 特別支援教育専攻, 小学校教育(夜間)5年専攻からなる養成課程に改組(初等教育教員養成課程を廃止)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪教育大学学則の実施に関し必要な事項及び大阪教育大学（以下「本学」という。）における円滑な教育研究の機能を維持するため、学生が遵守すべき事項について定める。

第2章 入学手続等

(入学手続書類)

第2条 入学の許可を受けようとする者は、別に定める期日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書
- (2) 学生カード
- (3) その他本学が指定する書類

(学生カードの記載事項の変更)

第3条 学生カードの記載事項に変更が生じたときは、直ちに学生カード記載事項変更届を学長に提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第4条 本学が交付する学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求に応じ、これを提示しなければならない。

2 学生証を提示しない者に対しては、講義室、研究室、附属図書館その他本学施設の使用を禁止することがある。
(貸与等の禁止)

第5条 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(学生証の再交付)

第6条 学生証を紛失又は破損、若しくは記載事項に変更が生じたときは、直ちに学生証再交付願を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第7条 卒業、修了、転学、退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

第4章 休学等

(休学、復学、転学、留学及び退学)

第8条 休学、復学、転学、留学及び退学に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 健康診断

(健康診断)

第9条 本学が定期又は臨時に行う健康診断を毎年受けなければならない。

2 健康診断の結果に基づいて本学が行う指示に従わなければならない。

第6章 海外渡航

(海外渡航)

第10条 海外渡航を予定するときは、事前に海外渡航届を学長へ提出しなければならない。

第7章 学生の団体

(団体の定義)

第11条 この規則において、団体とは、学内において本学の学生を構成員とする学生団体をいう。

(設立の許可)

第12条 団体を設立しようとするときは、本学の専任教員のうちから顧問教員を定め、学生団体設立許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可期限)

第13条 前条に規定する団体の許可の有効期限は、当該団体が許可を受けた日の翌年度の5月末日までとする。

(団体の継続)

第14条 第12条の規定により許可を受けた団体が、許可の有効期限後も団体を継続しようとするときは、学生団体継続許可願を別に定める期日までに、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(目的等の変更)

第15条 団体が、目的、組織、規約その他第12条に規定する設立許可願又は前条に規定する継続許可願の記載事項を変更しようとするときは、学生団体目的等変更許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体活動の制限)

第16条 団体は、学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

(解散)

第17条 団体が解散しようとするときは、学生団体解散届を学長に提出しなければならない。

(活動停止)

第18条 学長は、団体が次の各号の一に該当するときは、当該団体の活動の停止を命ずることができる。

- (1) 学則又は本学の諸規則に違反し、又は教育研究活動を妨げる活動を行ったとき
- (2) 活動中に事故が発生するなど、団体の運営が不相当であると認められたとき
- (3) 団体の構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき
- (4) 団体の目的と異なる活動を行ったとき

(解散命令)

第19条 学長は、団体が次の各号の一に該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する活動停止命令に応じないとき
- (2) 長期にわたって団体としての活動が行われなかったとき
- (3) 不祥事により解散が適当と認められたとき

第19条の2 第18条及び前条による団体の処分に関し必要な事項は、別に定める。

(学外団体への加盟)

第20条 団体が学外の法人その他の組織（以下「学外団体」という。）に加盟し、又は学外団体の行事に参加し、若しくは学外団体と行事を実施しようとするときは、顧問教員の承諾を得て、あらかじめ学外団体加盟等許可願に、当該学外団体の規約その他必要書類を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第8章 集会等

(集会の開催)

第21条 学生又は団体が、学内において集会（集団示威活動を含む。以下同じ。）を開催しようとするときは、責任者を定め、次に定める期日までに、集会開催許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 本学学生のみが参加する集会の場合 開催日の7日前まで
- (2) 学外の者が参加する集会の場合 開催日の15日前まで

(開催等の禁止命令)

第22条 学長は、集会が次の各号の一に該当するときは、当該集会を禁止し、又は解散を命ずることができる。

- (1) 学則又は本学の諸規則に違反し、又は教育研究活動を妨げる活動を行ったとき
- (2) 開催の許可条件に違反したとき
- (3) 許可された目的と異なる集会を行ったとき

第9章 文書等の掲示・配布

(掲示・配布の許可)

第23条 学生又は団体が、学内において文書又は図画（写真、ポスター、ステッカーを含む。以下「文書等」という。）を掲示・配布しようとするときは、文書等掲示・配布許可願に掲示・配布しようとする文書等を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により掲示・配布を許可した文書等に承認印を押印する。

(責任者の明記)

第24条 文書等には、当該文書等を掲示しようとする者が学生であるときは、その者の氏名を、団体であるときは、その団体の名称及び責任者の氏名を明記しなければならない。

(掲示・配布の禁止事項)

第25条 掲示・配布しようとする文書等が次の各号の一に該当するときは、掲示を許可しない。

- (1) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動に関する認められるもの
 - (2) 特定の個人又は団体等を誹謗し、又は名誉を傷つけると認められるもの
 - (3) 虚偽の事項を記載したと認められるもの
 - (4) 内容、表示が品位を欠くと認められるもの
- (掲示の条件)

第26条 文書等の大きさは、A3判以内とする。ただし、学長が特別に許可したものについては、この限りでない。

2 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示しなければならない。ただし、学長が特別に許可したものについては、この限りでない。

3 掲示の期間は、1週間以内とする。ただし、学長が特に期間を指定して許可したときは、その期間とする。

(撤去)

- 第27条 第23条第1項の規定により文書等の掲示・配布の許可を受けた者は、当該文書等が次の各号の一に該当するときは、直ちに撤去又は中止しなければならない。
- (1) 掲示の許可期限が経過したとき、又は掲示する必要がなくなったと認められるとき
 - (2) 掲示場所、内容等が許可を受けた内容と相違するとき
 - (3) 掲示・配布の方法等が不相当で、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (4) 建物、施設等の管理若しくは教育研究活動に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき
- 第28条 学長は、文書等が次の各号の一に該当するときは、文書等を撤去し又は中止させることができる。
- (1) 第23条第1項に規定する許可を受けずに文書等を掲示・配布したとき
 - (2) 第27条に該当する場合で、撤去しないとき
 - (3) 緊急に撤去又は中止を要すると認められたとき

第10章 施設・設備の使用

(使用の許可)

第29条 学生又は団体が、本学の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとするときは、別に定める施設等を除き、施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の禁止事項)

- 第30条 施設等を使用しようとする目的が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 違法又は不当な行為を行うもの
 - (3) その他管理者が不適合と認めるもの

(使用の制限及び中止命令)

- 第31条 学長は、施設等の使用が次の各号の一に該当するときは、施設等の使用を制限し、又は中止を命ずることができる。
- (1) 使用の許可期間が経過し、又は第29条に規定する使用願に記載された内容と相違するとき
 - (2) 教育研究活動に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき
 - (3) 施設等の維持管理に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき

(損害賠償)

第32条 学生又は団体が、故意又は過失により施設等を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

第11章 進路報告

(進路の報告)

第33条 卒業又は修了するときは、自身の進路の状況を学長へ報告するものとする。

第12章 雑則

(様式)

第34条 この規則において学生又は団体が作成する書類等の様式は、別に定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪教育大学学則第76条に規定する学生の懲戒について必要な事項を定める。

(懲戒処分の量定)

第2条 懲戒処分の量定は、別表に規定する懲戒の標準に準拠するものとする。

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、処分を加重軽減することができる。

(厳重注意)

第3条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

(調査及び審議命令)

第4条 学長は、学生に懲戒の対象となりうる行為があったと認められる場合には、事実関係の調査及び懲戒の要否・種類の審議を、副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）に命ずるものとする。

(懲戒の判断基準)

第4条の2 懲戒の要否・種類の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- (4) 他の学生及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 非違行為後の対応

(学生懲戒委員会)

第5条 副学長は、第4条に規定する調査及び審議を行うため、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長 1人
- (2) 懲戒の対象となる学生（以下「懲戒対象学生」という。）の所属の長（初等教育課程長、教員養成課程長、教育協働学科長、教育学研究科主任又は連合教職実践研究科主任以下「所属長」という。）
- (3) 学生支援実施委員会副委員長
- (4) 副学長が指名する大学教員 若干人

2 委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

(委員会の議長及び議事)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故等あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員会委員以外の者の出席等)

第8条 委員会は、必要と認めた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 大阪教育大学人権侵害防止等に関する規程第5条に規定する人権委員会が調査したセクシャル・ハラスメント等の非違行為に関する事実については、人権委員会からの調査結果を考慮することができる。

(学生への告知)

第9条 委員長は、事実関係の調査を行うに当たっては、あらかじめ懲戒対象学生に対し、調査する旨を告知する。

(調査及び審議結果の報告)

第10条 委員長は、委員会での調査及び審議結果を学長に報告するものとする。

(登校禁止措置)

第11条 学長は、適正な調査の遂行、懲戒対象学生及びその他の学生の利益の保護等のため、懲戒対象学生に登校の禁止等の必要な措置を講じることができる。

2 前項の規定に基づき懲戒対象学生に登校の禁止の措置を講じた場合において、当該学生に対し停学処分を行うとき、停学期間を定めるにあたって、当該登校禁止期間を考慮することができる。

(所属長への通知)

第12条 学長は、委員長から報告された調査及び審議結果を所属長に通知するものとする。

(教授会等での審議)

第13条 所属長は、委員会での調査及び審議結果について、必要に応じ研究科委員会又は教授会において審議するものとする。

2 所属長は、研究科委員会又は教授会での審議結果を学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第14条 学長は、懲戒対象学生に対し、処分内容を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、所属長からの報告及び懲戒対象学生の弁明を踏まえ、当該学生の懲戒処分を決定する。

2 学長は、懲戒処分の決定に当たり、必要と認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができるものとする。この場合には、第4条から前条までの規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒対象学生、副学長及び所属長に通知するものとする。

2 懲戒対象学生への懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知するものとする。

(懲戒処分の発効)

第17条 懲戒処分の発効は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する情報の公示)

第18条 学長は、第16条に規定する懲戒処分の通知を行ったときは、懲戒内容及び処分理由を学生掲示板及び電子掲示板に掲示し、公表する。この場合において、当該掲示の期間は、懲戒処分書の交付日から7日間とし、当該懲戒対象学生の氏名、学籍番号等は公表しない。

(学籍簿への記載)

第19条 懲戒に関する情報は、学籍簿に記載する。ただし、証明書等には、当該情報を記載しないものとする。

(無期停学処分の解除)

第20条 学長は、無期停学処分の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学処分の解除が妥当であると認めた場合には、その旨を委員長及び所属長に通知するものとする。

2 委員長は、停学処分の解除の妥当性について、学長に意見を述べるものとする。この場合において、委員長は、委員会に諮るものとする。

3 所属長は、停学処分の解除の妥当性について、研究科委員会又は教授会において審議し、その結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、委員長からの意見及び所属長からの報告を踏まえ、停学を解除できるものとする。

(停学期間又は登校禁止期間の措置)

第21条 停学期間又は登校禁止期間は、本学の教育課程の履修、定期試験等の受験、課外活動への参加及び大学施設の利用は認めない。ただし、学長が教育指導上必要と認める場合は、一時的に登校することができる。

2 停学期間又は登校禁止期間が、本学が定める履修手続期間と重複する場合は、原則として、当該学生の履修登録を認めるものとする。

(再審査)

第22条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書の交付日の翌日から7日以内に、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができるものとする。

(事務)

第23条 学生懲戒に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



緊急時パーソナルメモ

※ボールペン等で記入してください。

- 氏名
- 所属課程・学科
- 生年月日 年 月 日
- 血液型 型
- 持病・アレルギー
- 常備薬
- 現住所 〒 -
- 緊急時連絡先(本人以外)
TEL - - 続柄()

※本カードを拾得された方は大学まで連絡してください
(TEL:072-978-3213 総務課)

事故・事件

110

ケガ・病気・火事

119

大阪教育大学
防災
カード

- [伝えること]
1. なにが
 2. いつ
 3. どこで
 4. どんな状況



OSAKA KYOIKU
UNIVERSITY

大学・諸施設等の連絡先

■大阪教育大学

- ・学生なんでも相談窓口(柏原) 072-978-3343
- ・学生なんでも相談窓口(天王寺) .. 06-6775-6678
- ・保健センター(柏原) 072-978-3811
- ・保健センター(天王寺分室) 06-6775-6652
- ・グローバルセンター 072-978-3300
- ・学生支援課 072-978-3308
- ・天王寺地区総務課 06-6775-6678

■諸施設等

- ・関西いのちの電話 06-6309-1121
- ・大阪府消費生活センター 06-6616-0888
- ・大阪府救急医療情報センター 06-6693-1199
- ・救急安心センターおおさか 06-6582-7119
- ・市立柏原病院(柏原市) 072-972-0885
- ・全南病院(柏原市) 072-976-2211
- ・相原第二病院(阿倍野区) 06-6633-3661

緊急時の大学連絡先等

柏原キャンパス

月曜日～金曜日 8:30～17:15

TEL. 072-978-3308(学生支援課)

上記以外(休日・夜間等)

TEL. 072-978-3261(北西門衛所)

天王寺キャンパス

月曜日～金曜日 10:15～21:30

授業のある土曜日は > 13:00～20:00

TEL. 06-6775-6678(学務係)

上記以外(休日・夜間等)

TEL. 06-6775-6655(正門守衛室)

NTT 災害用伝言ダイヤル

171 をダイヤル ⇒ 1(録音) or 2(再生)

⇒ 該当者の電話番号を入力

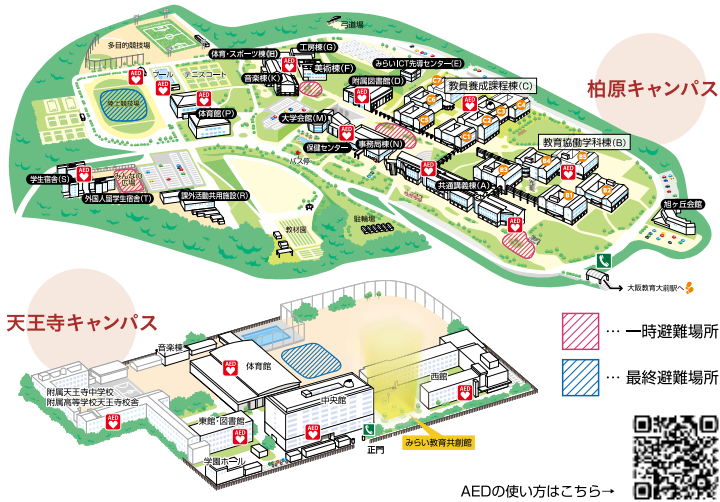
※家族との連絡にどの番号を使用するか、
決めておきましょう。(Tel - -)

アクションカードについて

地震が発生した際に、どのように行動すればよいかをまとめた両面5枚組のカードで、各講義室の出入口の扉の内側に設置されている透明なケースの中に入っています。

講義中に災害が発生した場合は、教員がこのカードをもとに学生に指示を行います。
 ※災害発生時に付近に教員がいない場合は、学生の皆さんがこのアクションカードを手に取り、状況に合わせて周りの人たちと協力し、行動してください。

大学構内の避難場所（AED設置場所含む）



AEDの使い方はこちら→

地震が発生する前に

事前準備

- 自宅、自部署の安全性の確認
- 有事の際の情報収集手段の確認
- 有事の際の連絡方法の確認
- 自宅地域のハザードマップの確認

地震が発生したら

命を守る

- 危険な物（ガラス・火など）から離れる
- 安全な所で頭を守る
- 脱出路の確保（ドアを開ける）

地震が収まったら

- 周囲の状況を確認する
- 今いる場所が危険な場合→一時避難場所や避難所等へ移動
- 津波の危険がある場合→高台へ移動

身の安全が確保できたら

- 家族と連絡し、今後の行動や連絡方法を確認する
- 学内にいる場合→教職員の指示に従う
- 学外にいる場合→警察や消防、施設の係員などの指示に従う

大学へ安否報告を行う ※右頁参照

災害時の安否確認

大地震を始めとする大規模災害が起きた場合、学生及び教職員の安否確認を行っています。被害の有無に関わらず、以下のQRコードをスマートフォン等で読み取り、必要な情報を大学にご回答ください。通信状況等により回答できない場合は、しばらくしてから再度アクセスしてください。



QRコードが読み取れない場合は、

URL: <https://anpic-v6.jecc.jp/osaka-kyoiku/login/> を入力してください。

大学からの危機管理情報

大学からの「危機管理」に関する情報発信については、下記ページより行いますので、随時確認してください。

「危機管理」のページ

URL: <https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/>



①災害時アクションカード

②～⑤のカードをいつ、どのようなときに使うのかを示したカードです。また、119番通報をする際の要点についても記載されています。



③負傷者情報伝達カード

負傷者が発生した場合に、負傷者情報を災害対策本部に報告する際に使用するカードです。このカードを手渡された場合は、状況を記載し、災害対策本部（カード裏面記載）まで報告してください。



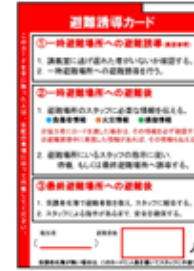
⑤損壊情報伝達カード

建物の損壊が発生した場合に、損壊情報を災害対策本部に報告する際に使用するカードです。このカードを手渡された場合は、状況を記載し、災害対策本部（カード裏面記載）まで報告してください。



②避難誘導カード

講義室から避難場所への避難の流れを示したカードです。避難場所についてはカードの裏面に記載されています。



④火災情報伝達カード

火災が発生した場合に、火災情報を災害対策本部に報告する際に使用するカードです。このカードを手渡された場合は、状況を記載し、災害対策本部（カード裏面記載）まで報告してください。



カードを受け取った際に戸惑うことがないように、講義室を訪れた際に、カードを手にとって見ておいてください。カードの内容は大学ウェブページからも確認することができます。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/files.html>



インフォメーション

緊急時の大学連絡先等

■柏原キャンパス

月～金 8:30～17:15

TEL 072-978-3308 (学生支援課)

メールアドレス gakuseika@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

上記以外の時間(休日・夜間等)

TEL 072-978-3261 (北西門衛所)

災害時の大学情報提供

TEL 171-2-072-978-3308

■天王寺キャンパス

月～金 10:15～21:30

※授業のある土曜日は13:00～20:00

TEL 06-6775-6678 (学務係)

メールアドレス rnjtg@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

上記以外の時間(休日・夜間等)

TEL 06-6775-6655 (正門守衛室)

災害時の大学情報提供

TEL 171-2-06-6775-6678

■キャンパスの所在地

柏原キャンパス 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 TEL072-976-3211 (代表)

天王寺キャンパス 〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町4-88 TEL06-6775-6611 (天王寺地区総務課総務係)

学外の相談窓口

トラブル発生時 110 ケガ人がいるとき 119

関西のいのちの電話	06-6309-1121	<大阪府警本部>
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	性犯罪被害相談 (性犯罪被害110番)
大阪府消費生活センター	06-6616-0888	0120-548-110
大阪府救急医療情報センター	06-6693-1199	列車内ちかかん被害相談
救急安心センターおおさか	06-6582-7119	06-6885-1234
市立柏原病院(柏原市)	072-972-0885	ストーカー110番
全南病院(柏原市)	072-976-2211	06-6937-2110
相原第二病院(大阪市阿倍野区)	06-6633-3661	
認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	<労働相談> 大阪府労働相談センター
日弁連 交通事故相談センター	0120-078-325	06-6946-2600
柏原警察署	072-970-1234	

学生生活に関すること

■柏原キャンパス

<教務課>

教務係 072-978-3545

修士課程係 072-978-3297

教職大学院係 072-978-3963

教務企画係 072-978-3265

免許・実習係 072-978-3295

<学生支援課>

学生なんでも相談窓口 072-978-3343

奨学厚生係 072-978-3491

学生支援係 072-978-3312

課外活動係 072-978-3310

就職係 072-978-3307

<附属図書館本館> 072-978-3782

<財務課>

出納係(授業料) 072-978-3274

<教育研究施設>

保健センター 072-978-3811

グローバルセンター 072-978-3300

キャリア支援センター 072-978-3307

情報基盤センター 072-978-3824 (ネット犯罪の被害相談受付 072-978-3772)

修学支援センター 072-978-3312 (学生支援係)

<支援ルーム>

障がい学生修学支援ルーム 072-978-3479

外国語学習支援ルーム Global Learning Community (GLC) 072-978-3977

ICT教育支援ルーム 072-978-3849

教育実践支援ルーム (学校インターンシップ: 072-978-3416・4034)

(教育コラボレーション演習: 072-978-4035・4036)

■天王寺キャンパス

学務係 06-6775-6678

大学院係 06-6775-6634

総務係 06-6775-6611

附属図書館天王寺分館 06-6775-6649

保健センター天王寺分室 06-6775-6652

ランゲージチャットルーム 06-6775-6617

(外国語学習支援ルーム分室)

■大学生協 072-976-3636

 公式X(旧Twitter)
@OsakaKyoikuUniv

 公式Instagram
@osakakyoikuuniv

 公式Facebook
<https://www.facebook.com/OsakaKyoikuUniv>

イベント情報やニュースなど、大教大の「今」を発信しています。ぜひフォローしてください。



OSAKA KYOIKU
UNIVERSITY

学生生活案内

令和6年3月発行

発行 大阪教育大学学生支援実施委員会

学務部学生支援課